

令和 2 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 2 年 6 月 1 8 日
- ・ 開 会 令和 2 年 6 月 1 8 日
- ・ 閉 会 令和 2 年 6 月 1 9 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後 藤	忍	7 番	品 田	好 博
2 番	三 條	幸 夫	8 番	齋 藤	宏 司
3 番	上 地	史 隆	9 番	松 岡	克 美
4 番	田 中	裕 之	10 番	深 川	昇
5 番	原 本	哲 己	11 番	松 田	信 行
6 番	沢 出	好 雄	12 番	近 藤	哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
代表	監査委員	農業委員会	会長

副町	長	福祉課	長
総合支所	長	福祉課	参事
会計管理者		産業課	長
総務課	長	産業課	参事
総務課	参事	建設課	長
総務課	参事	建設課	参事
移住・定住推進室	長	住民福祉課	長
住民課	長	総務課	主査

生涯学習課	長	高校・認定こども園推進室	長
生涯学習課	参事	高校・認定こども園推進室	参事

監査委員事務局	長	農業委員会事務局	長
選挙管理委員会	事務局	長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和2年第2回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和2年6月18日（木） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下 英二	教育委員会教育長	渡邊 國夫
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	山神 正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	福祉課長	鈴木 章夫
総合支所長	田中 信裕	福祉課参事	阿部 雅浩
会計管理者	平田 義和	産業課長	作田 勝弥
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村 直樹
総務課参事	松川 一正	建設課長	高島 清和
総務課参事	塚原 章裕	建設課参事	山本 純生
移住・定住推進室長	秋葉 暢康	住民福祉課長	阿部 征弘
住民課長	星加 政志	総務課主査	安念 真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木 徳幸	高校・認定こども園推進室長	村山 修
生涯学習課参事	菅野 洋治	高校・認定こども園推進室参事	友西 敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局 長 篁 充清

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局 長 井上 透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局 長 篁 充清

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局 長	藤田 勉	事務局主幹	田中 学
-------	------	-------	------

以上のとおり報告する。

令和2年6月18日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《令和2年5月21日～令和2年6月18日》

5月21日 第1回議員協議会

22日 第2回議員協議会

6月 9日 第3回議員協議会

第7回総務厚生・第7回産業建設文教合同常任委員会

第7回総務厚生常任委員会

第7回産業建設文教常任委員会

12日 第6回議会運営委員会

14日 藻琴山山開き・安全祈願祭

16日 北海道女満別高等学校振興協議会総会

18日 令和2年第2回定例会

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、開議宣言

◇議 長 おはようございます。

ただいまから令和 2 年第 2 回大空町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において 10 番、深川昇議員及び 11 番、松田信行議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、6 月 12 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議いたしました。

本定例会では、一般質問者が 5 人、町長から提出されております案件が 36 件であります。その内容は同意が 24 件、条例改正等議案が 9 件、補正予算が 3 件であります。そのほか議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 6 月 18 日に開会し、6 月 19 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしました。その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 6 月 19 日までの 2 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 19 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたします。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。山下町長。

◇町 長 おはようございます。令和2年第2回大空町議会定例会にあたり、行政報告を行います。

3月18日から6月4日までの間、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を第6回から第17回まで開催したところでございます。この前段2月21日に準備本部の立ち上げをいたしまして、対策本部は2月25日に設置をしたところでございます。2月28日の第1回会議から6月4日まで17回の会議を行ったところでございます。この中で感染症の予防対策、生活対策、経済対策等について議論をしてまいりました。今後もこの対策会議、引き続き開催が必要と思っております。今後においては、これらの対策のほか、新しい生活スタイルの構築などについても検討していかなければならないものと考えてございます。

4月16日には、大空町ことぶき大学入学式・進級式を挙行いたしました。今年度は新入生1名、また進級生が11名ということでございます。当該生徒と僅かな関係者において、式を実施したところでございます。

5月15日には、オホーツク町村会役員会が網走市で開催されました。置戸の井上町長の退任が予定されておりましたことから、新しい役員の選出のために役員会が開催されたところでございます。

5月20日には、国民健康保険運営協議会を開催いたしました。令和2年度の国民健康保険税率の内容について、ご協議をいただいたところでございます。今回は限度額の改定のみということでの答申をいただいたところでありまして、その内容について、本定例会に提案させていただいております。

5月22日には、新型コロナウイルス感染患者に係る報道発表を行いました。

5月21日、本町職員の感染が確認されましたが、北海道の公表が5月22日となりましたことから、同日、報道機関に対し内容説明を行ったところでございます。

6月4日には、新型コロナウイルス感染症対策に関する管内市町村長と北海道オホーツク総合振興局長との意見交換会が開催されました。かねてより私は知事と市町村長との懇談の場を要請しておりました。今回は総合振興局長とではありましたが、管内4つのブロックに分かれまして市町村長と北海道の関係部局の方々含めて、意見交換を行ったところであります。他の市町村長は振興局、それぞれまた別な会議場で参加をいたしました。私は外出の自粛期間中であつたためにリモートで当役場から参加をしたという状況でございます。

6月5日には、今後の効果的な農業農村整備事業の進め方に関する意見交換会が実施されました。次年度以降の農業農村整備事業の進め方、特に北海道が進めてまいりましたパワーアップ事業に関する北海道との意見交換会でございますが、これもウェブ会議という形で行われたところでございます。この中で来年度以降、またパワーアップの継続というものを強く私からも要請をしたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議長 これでは行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。4番、田中裕之議員。

◇田中議員 はい、4番。皆さん、改めましておはようございます。

令和2年第2回大空町定例会の開催にあたり、通告書どおり一般質問を行います。

質問に入ります前に、今回は新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました方に心よりお悔やみを申し上げますとともに、現在も治療中の皆様にお見舞いを申し上げます。一刻も早い回復を願っているところであります。また、切迫した状況の中で、治療や対応にあたられました医療従事者の皆様、保健所の皆様、関係各所の皆様に敬意を表したいと思います。

それでは質問に入りたいと思います。新型コロナウイルス感染症の拡大が教育に及ぼす影響についてであります。今回の新型コロナウイルス感染症により、北海道では2度の非常事態宣言が出され、要請に従い学校が臨時休業になりましたが、休校の期間は長期に渡り、そのために学ぶという機会が奪われ学力の低下が懸念されますが、その影響について教育長に伺いたいと思います。

次に、5月25日に緊急事態宣言が解除されましたが、解除後の学校での

授業の対応についても教育長に伺いたいと思います。

以上のことについて1回目の質問としますので、ご答弁をよろしく願いします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 田中議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症のパンデミック、世界的大流行は人類にとって大きな脅威であり、未曾有の危機となっています。日本においても日常を取り戻しつつも、人が集まる場所において依然として集団感染が発生しており、予断を許さない状況が続いております。大空町の教育の推進にあたっても多大な影響がもたらされております。

1点目のご質問であります新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校が休校となったことによる学力の低下への影響についてでございますが、本年2月26日に北海道知事及び北海道教育委員会教育長から新型コロナウイルスの感染予防対策の一環として、大空町内の小中学校を一定期間休校とするよう要請がございました。本要請を受け、大空町としても子どもたちや住民の皆様の生命を守ることが最優先と考え、2月28日から3月5日まで全町一斉に町立幼稚園、保育園、小中高等学校を休園、休校といたしました。その後、国から全国一律に春休みまでの間、小中学校及び高等学校を休校とする要請があり、休校期間を3月24日まで延長したところであります。

令和2年度に入りまして、新型コロナウイルスの感染予防対策を十分に図ったうえで、4月6日、新学期がスタートいたしました。入学式では感染防止対策として参加者を新入生のほか教職員、保護者のみとし、時間を縮小して実施しております。始業式以降、感染予防の徹底を図りながら学校での授業が進められておりましたが、4月17日に新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地区に北海道が指定されたことに伴い、北海道知事及び北海道教育委員会教育長から改めて新型コロナウイルスの感染予防対策の一環として、町内の小中高等学校を一定期間休校とするよう要請があり、4月20日から5月6日まで全町一斉に休園、休校としたところでございます。

その後も全道的には、医療機関や介護施設などの集団感染が発生するなど、感染が拡大する状況が続き、最終的には6月5日まで休校期間が延長されました。休校により影響のあった授業時数は、本町の場合、学校種によって異なりますが、概ね120時間から130時間であり、日数にして20日から22日程度と見込んでいるところでございます。

小学校、中学校及び高等学校では、休校期間中に分散登校を実施いたしました。週2日程度ではありますが、感染予防の徹底を図りながら児童生徒の心身のケアと学校再開に向けた生活リズムを徐々に整えていくため、学校ごとの児童生徒数に応じて登校日を設定し、実施してまいりました。また、休校期間中、各学校では児童生徒に家庭学習用の教材を用意し、保護者のご理解とご協力をいただきながら、家庭学習にも取り組んできたところでござい

ます。

しかしながら、学校での授業とは異なり個々に十分な指導ができなかったことにより、学習に遅れが生じているものと認識しております。今後は児童生徒の学びを保障するため、各学校において子どもたち個々の学習内容の定着を確認するとともに、補充のための授業や補習の実施など学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じることとしております。また、児童生徒の学習における負担を十分考慮したうえで、年度内に学習指導要領に示された各教科等の内容をしっかりと身につけることができるよう適切な指導に取り組んでまいりたいと考えております。

今春入学した小学校1年生児童の対応については、新年度、学校がスタートしてから間もなく休校となってしまったため、小学校生活に慣れていない状況が続いており、早く安心して学校に通えるよう、学校全体で丁寧な対応に努めることとしております。

続いて、2点目のご質問であります緊急事態宣言解除後の学校での授業の対応についてでございます。

6月8日に町立の幼稚園、保育園、小中高等学校が一斉に再開いたしました。学校再開後は、児童生徒が円滑に学校生活に適應できるよう、時間割や授業の進め方を工夫して行うこととし、感染症対策を徹底したうえで、学校教育活動を実施しております。児童生徒は毎日登校前に家庭で検温を行い、その結果を健康観察ノートに記入し、学校に毎日提出することになっております。家庭で検温できなかった場合は、学校において登校時に検温を行うこととしております。また、学校内では、全員がマスクを着用し、手洗いを徹底しております。各教室では、可能な限り距離をとって机を配置するとともに、小まめな換気に心がけているところでもございます。

また、児童生徒の下校後は、毎日教職員により校舎内の消毒作業を行うなど、北海道教育委員会から示された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、感染防止対策に努めております。

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれることから、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、学校運営を今後とも継続していく必要があると考えております。文部科学省及び北海道教育委員会からは、学校再開後の教育指導のあり方や学校運営の進め方などについて詳細な方針が示されており、各学校においては、その方針に基づき適切な取り組みを進めていくこととしております。

今後、道内及び地域において、第2波、第3波といった感染の拡大が発生しないことを心から望むばかりであります。学校との緊密な連携のもと、子どもたちの安全を最大限確保するとともに、あらゆる手段を講じながら学びの保障のための取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番、田中議員。

◇田中議員 はい、4番。それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど教育長からも少しお話が出たのですが、小学校新一年生に関わることをお話しされていたのですが、子どもたちが長期に渡り学校生活から離れていることや進級、進学に伴う教育活動や友人関係の変化はもとより、感染拡大に伴う家庭環境の変化等を背景としたさまざまな不安やストレスを抱えている場合もあるものと考え、それぞれに応じたケアに努めるのも大切だと思いますが、その対応についてお聞きしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 子どもたちの心のケアについて、お答えを申し上げたいと思います。

児童生徒については、今議員おっしゃいましたように長期に渡り学校生活から離れているといった状況が続いてまいりました。まずは初めてコロナというものと出会って、大きな不安や恐れといったものも抱いている児童生徒もいるものと想定しております。また、学習の遅れの不安といったもの、特に進学を予定している児童生徒については、今後どのように授業が展開されるのか、そういった不安なども同時に持っているのではないかなと思っております。

そのようなことから、子どもたち一人ひとりに応じた心のケアに最初にしっかりと取り組むことが重要であると考えております。学校再開後、各学校においては、学級担任や養護教諭によりすべての児童生徒を対象とした健康相談を実施しております。また、必要に応じて教育相談員やスクールカウンセラーといった専門職も加わりまして、親身な相談に応じていくこととしております。更に、特別な支援を要する児童生徒や幼児期の教育との円滑な接続に特に、配慮が必要な小学校1年生児童につきましても、学校全体できめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えてございます。

◇議 長 4番、田中議員。

◇田中議員 はい、4番。この件については是非よろしく願いいたしたいと思います。

次に、授業の遅れについては、授業時数を確保するために年度内に各教科の内容を身につけさせようとする、土曜日に授業を行ったり、夏休みや冬休みを短縮して授業日に充てることなどが考えられますが、どういう対応を取られるのか。そうすると来年受験を控えた生徒達の皆さんには大変厳しくなると思うのですが、どうお考えかお聞きしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 学校休校の長期化を踏まえまして、学校再開後の対応については、これまで町内の学校長並びに幼稚園長さんとさまざまな協議を重ねてまいり

ました。とりわけ不足分の授業時数の確保をどのようにしていくかということが最大の課題となっているわけではありますが、具体的な対応策としては、夏休み、冬休み期間の短縮に加えまして、学期間休業期間における登校日の設定なども併せて考えております。また、平日の授業時間を4時間から5時間にしたり、5時間授業であるものを6時間授業に拡大するといったことも想定しているところであります。更に教科外で行われる宿泊研修などの教育活動の精査、見直しにより、授業時間を確保する方法も考えているところでございます。

本来であれば、毎年この時期には小学校や幼稚園の運動会が開催されているところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを考え、本年度は町内すべての幼稚園、学校の運動会を中止とさせていただきました。子どもたちはじめ保護者の皆様におかれましても、楽しみにされていた年間の大きな行事でもありまして、運動会の中止は教育委員会としても苦渋の決断でございました。

冬休みの取り扱いについては、インフルエンザや暴風雪など、今後さまざまな要因により臨時休業措置をとることも想定されますことから、それらの状況も勘案したうえで、冬休みの期間短縮などについては改めて検討してまいりたいと考えております。

それと受験を迎えた中学3年生、高校3年生の対応についてでございますが、現在のところ道教委としては特に試験の範囲を狭めるといった方針等は示されていない状況でございます。年度内に教育課程を何とか100%クリアした中で、受験に臨むといった現状の考え方ということでございまして、1回目のご答弁にも申し上げましたように、児童生徒に過度な学習上の負担にならないということを十分配慮しながら、不安なく受験に臨めるような指導に努めてまいりたいと考えてございます。

◇議 長 4番、田中議員。

◇田中議員 はい、4番。是非よろしく願いいたしたいと思います。

次に、緊急事態宣言解除後の学校での授業の対応について再質問させていただきます。

給食についてですが、配膳などはテレビなどによりますと先生が行っているところもあったり、食事は机のスペースを空けて向かい合わせにしないなどの対応をとっているところもあるようですが、大空町ではどういう対応をとられているのかお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 学校給食の対応についてお答え申し上げたいと思います。

学校給食については、給食当番はもとより児童生徒全員が食事の前の手洗いを徹底することとしております。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにしないことや会話を控えるといった対応が考えられま

すが、町内の学校では机の距離を十分とり、向かい合わせにしないようにしたうえで、対話についてもしないよう指導しております。

配膳については、低学年については主に教員が対応すると、高学年については一部児童が当番ということで配膳をするという実態になっております。また、盛り付けや配膳の際は、マスクを着用するとともにトングなども使い回しをしないようなことも徹底させていただいているところでございます。

◇議 長 4 番、田中議員。

◇田中議員 はい、4 番。先ほど運動会なども中止にされたという話をされましたが、これから学校祭や修学旅行があると思います。学校祭などは特に密になりやすい傾向にありますし、修学旅行については明日から国内で県をまたいだ旅行が可能になるということで、もしかすると検討されていくのかもしれませんが、公共交通機関等を使用すると感染リスクも出てくると思うのですが、その点についてどうお考えかお聞きしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 学校祭並びに修学旅行の今後の考え方について、お答え申し上げます。

今後は、学芸会、あるいは幼稚園でいえば生活発表会、お遊戯会、学校祭、学芸会とそれぞれ行事としては計画をされているところでございます。先ほど申し上げましたように、運動会という大きな行事が中止というところでの年度のスタートとなっておりまして、何とか学芸会や学校祭などについては、最大限、感染予防対策なり運営の工夫というものを講じながら、何とか実現すべく今から準備を進めてまいりたいというように考えてございます。ただ三密はどうしても避けなければならないということからすると、今までのように全校生徒すべての保護者に体育館に来ていただいているということにはどうしてもならないのかなと。その辺を学校側とも十分協議しながら、最善の策を導き出したいと考えております。

また、修学旅行でございますが、小中学校の修学旅行等については、道教委から当面延期するような指示がこれまであったところでありますが、6 月 19 日からは札幌市と道内の他地域との往来について緩和されるといったこともありまして、修学旅行などの宿泊を伴う行事につきましても、子どもたちの健康安全を第 1 に考慮したうえで実施することができるようになりました。各学校においては感染リスクの回避の観点から、改めて修学旅行の日程や行き先、どのような公共交通機関を使うのか、また、旅先での活動内容などを検討していくこととしております。修学旅行は子どもたちにとって、同級生とともに集団でさまざまな体験を味わえる貴重な機会でもあります。旅行業者ともさまざまな感染防止策について十分協議を行うなど、実施に向けたしっかりした準備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 4 番、田中議員。

◇田中議員 はい、4 番。今回のコロナウイルス感染症により、各スポーツ大会など色々な大会が中止になっているわけですが、今後の部活について質問ですが、これから暑くなって、もちろんマスクもしてやるわけですが、外の場合はマスクを外してすることも考えられますが、屋内で行う部活についてマスクをしたまますると熱中症のリスクがかなり高くなるといわれていますが、その辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長

◇教育長 部活動の対応について、お答えを申し上げたいと思います。

部活動の実施にあたっては道教委からいろいろな指示事項、注意事項などの通知が寄せられておりまして、特に部活動の実施にあたっては、長期の休暇による運動不足を生じている児童生徒が多くいるものと考えられておりまして、十分な準備運動を行うとともに体に過度な負担のかかる運動を避けるなど生徒の怪我防止に十分留意をすることとしております。また、生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や向かい合って発声したりする活動については、当面の間は密集せず距離をとって行うことができる活動に変更するなど工夫を講じることとしております。

また、部活動で使用する用具については、使用前に消毒を行うとともに生徒間で不必要に使い回しなどをしないこととしております。

また、体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアや窓を広く開け、こまめな換気を行うとともに、練習終了後も手指の消毒や用具の消毒を再度行うなど、感染拡大防止のための必要な対策を実施することとしております。

また、マスクの着用のことではありますが、体育系の部活と文化系の部活によって対応が異なりますが、練習の内容によってマスクの着脱が必要でありますし、夏場の熱中症予防の観点からも室温や外気温の状況によって、マスクを外す対応もしなければならぬと考えております。

いずれにいたしましても、生徒間の距離を2メートル以上確保するなど、三密の状態を起ささないように十分注意しながら部活動に取り組んでいただくよう指導してまいりたいと考えております。

◇議 長 4 番、田中議員。

◇田中議員 はい、4 番。是非、生徒の健康には気をつけて、配慮していただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

この項目が最後になるのですが、今回の定例会にGIGAスクール構想に関する予算が計上されておりまして、この後、秋から冬にかけてはインフル

エンザの心配がされますし、今回のコロナウイルスの第3波、第4波が起こる可能性もありますので、そうなると思われれば臨時休校になると思いますが、その時にICTを活用した授業をしたりすることは考えているのかをお聞きしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 最初にGIGAスクール構想について、前段触れさせていただきたいと思いますが、このGIGAスクール構想は、昨年12月に文部科学省が発表した教育改革案でございまして、簡単に言いますと令和5年度までに児童生徒に1人1台ずつの端末を整備するという内容であります。改革案の目的は、子どもたち一人ひとりに対して個別最適化された創造性を育む教育の推進であったり、情報通信や技術面を含めたICTの環境の実現というのが大きな目的となっております。

この関連予算については、令和元年度に国の補正予算として初めて予算化されまして、先ほど言いましたように令和5年度までに計画的に全国の市町村において端末を整備していくという方針が示されました。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症による学校の長期休校の実態を受けまして、国からは令和5年度までの計画をすべて前倒しし、令和2年度中に全国の小中高等学校における端末や、ネットワークの整備を進めていくという考え方が示されました。大空町においては、令和5年度までの年次計画をもって段階的に導入を進めていくという予定をしておりましたが、この度の国の対応を受けまして、令和2年度中の整備を進めるべく関係予算について、本定例会に上程させていただくこととしていただいているところでもございます。

教育の質の向上であったり、今後予定されております教科書のデジタル化への対応、さらにはオンライン授業の実現など、ICT環境の充実による教育への効果は計り知れないものと認識しておりまして、今回をその機会と捉えまして計画を前に進めてまいりたいと考えております。具体的にオンライン授業をやるためには、各世帯に対するネットワークというものが整わなければなりませんし、また、毎月の使用料、通信費用といったものを利用者が負担するといった課題もございます。そういうところまで突き詰めて整えませんと、学校と家庭を直接結んだオンライン授業というのは、なかなかすぐは難しいのかなと考えております。

しかしながら休業期間中、町内の中学校、高校において、先生たちが中心になって、会議用のアプリとしていろいろな場面で使用されておりますZoomを使って、学校と子どもたちが所持していますスマホを繋いで教育相談であったり健康チェックであったり、また、学習指導といったものを試行的に取り組んでいただいております。今あるツールなどを上手く活用することで、GIGAスクールとは別に、今できることはいろいろあるのではないかなと思っておりまして、今後もさまざまな研究を進めながら、万が一そういう臨時休校等の状況が生まれた際には、いろいろ知恵を絞りながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 4 番、田中議員。

◇田中議員 はい、4 番。最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の収束はまだまだ見通せない状況ですが、その中で非常事態宣言も解除され、ウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナと言われている中で、新しい生活様式が始まると言われています。それは学校生活でも同じで、安全で安心な教育環境にするため、先生方も忙しい中で頑張ってくださいということです。感謝を申し上げ、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇議 長 渡邊教育長

◇教育長 新型コロナウイルスに対応したワクチンや治療薬というものが未だ確立されていない中、これからも一切の油断はできないものと自覚をしております。子どもたちへの感染予防対策を万全にしながら、学校とともに学びの保障に全力を挙げてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これにて田中裕之議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前10時53分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に3番、上地史隆議員の一般質問を許します。3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。皆様改めておはようございます。

今年は新型コロナウイルスによる感染拡大の影響により、全国でも多くのイベントや行事の中止、縮小、延期などがされています。私たちの町も同じように深刻な影響を受けており、一刻も早くコロナウイルスが収束し、日常の生活を取り戻すことを心より願っております。

それでは通告に従い、質問に移らせていただきます。他の方の質問と重なるところがありましたら、ご容赦いただきたいと思います。

まず1つ目の質問ですが、新型コロナウイルスの感染拡大による福祉事業所の影響について伺いたします。

介護事業者の全国団体である全国介護事業者連盟は、5月12日までの1週間、新型コロナウイルスによる経営への影響を尋ねるアンケート調査を行い、727のデイサービス事業所を含む全国の1,862の介護サービス事業所から回答を得ました。この中で全体の55.7%が影響を受けていると回答したほか、37.7%が影響を受ける可能性があるという回答し、影響はな

いは6. 6%に留まりました。影響を受けていると回答した割合を事業所の種類別に見るとデイサービスが91%、ショートステイが76%だったのに対し、訪問介護が47%、有料老人ホームが37%、特別養護老人ホームが17%、グループホームが13%で、デイサービスやショートステイを中心に広がった利用自粛や自主休業の影響が伺えます。また、経営課題を尋ねる自由記述については、利用者の減少に伴う売上げの減少や衛生用品などの価格高騰による経費の増加などを訴えるものが多く、事業所からは自己資金の枯渇や借り入れで赤字を補ったため、さらに悪化する見込みなど、資金繰りへの不安な声も寄せられております。

そのほかにも、厚生労働省が全国障害者福祉サービス事業所について、4月19日までの1週間に休業状況を調査したところ、知事が休業を要請できるデイサービスなどの通所型とショートステイなどの短期入所の施設では、35の都道府県で合わせて891事業所が休業したことが分かりました。そのようなことから、福祉事業所の中にはコロナショックによる経営悪化で撤退するところも出始めるのではないかと大変な危惧をしております。

大空町の福祉サービスはどのような影響を受けたのか、町長よりお聞かせいただきたいと思います。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。二つ目は新型コロナウイルス感染拡大による子育て世帯の支援についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、国や都道府県から緊急事態が宣言され、感染拡大を防ぐために、大空町においても学校や保育園、幼稚園が長期の休みになりました。多くの保護者の方は子どもを自宅で見るとともに仕事に影響が出たり、給食がなくなったことや外出の自粛により家で飲食する機会も増え、家計の負担も増したのではないかと思います。また、勉強の遅れなどを心配して、市販の教材や通信教育などの出費を余儀なくされた家庭もあると思います。

国はそうように影響を受けている子育て世帯への負担軽減を図るために、子ども1人あたりに臨時特別給付金1万円を児童手当に上乗せして支給をしたり、所得水準が比較的低いひとり親世帯では、第1子に5万円、第2子以降は1人につき3万円を支給します。更に大幅に所得が減少した世帯には5万円を加算します。また、アルバイトができず学費を払えないなど困窮する学生には、所属する大学などを通じて申請をすれば最大20万円を支給します。そのほかにも国民1人あたり10万円の特別定額給付金も支給をしております。

ですが、それ以外にコロナの影響や負担を軽減しようと、自治体によっては独自で支給額の上乗せをしたり、支給期間を延長したり、ほかの施策で支援をされているところもあります。

そのようなことから家計の負担が増している子育て世帯に対して、大空町は何か支援をする必要があると思いますが、町長はどのようにお考えか聞かせていただきたいと思います。

以上で最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げます。4月16日に全国を対象に緊急事態宣言が発せられました。介護サービス事業所は、利用者の方々や家族の生活を継続する観点から必要なサービスを継続的に提供されるようにとされておりましたが、厚生労働省の発表では4月20日の時点で通所、短期入所系サービス事業で休業されたところが多くあったということでございました。理由は感染防止のための自主的な休業がほとんどでございます。医療機関や介護施設に見られた集団感染の状況を鑑みますと理解ができるところでございます。本町における詳細は、後ほど担当から説明をいたさせたいと思います。

町職員の感染が確認された後の一部の期間を除いては、緊急事態宣言期間中においても、各事業所において感染防止対策を講じながらサービスの提供を継続されていたことは大変ありがたいことであったと感謝を申し上げているところでございます。一時期やむを得ずサービスの提供を休止された期間がございましたが、生活に支障が生ずる可能性のある方については、保健師が対応した場面もございました。また、ご家族のご支援を受けながら対応されたというお話も伺ってございます。このことによりまして、ご家族のストレスとなってしまう例もあったようでございます。今後はこういった場合の心身のケアなども必要だと感じたところでございます。

経営の視点で見ますと、サービス休止による減収のほか、利用者側の利用控えによる減収ということもあるように思っております。取り急ぎの支援といたしまして、本定例会におきまして、医療、福祉施設等への支援補助金制度に関する予算をご提案させていただきました。また、資金繰り対策といたしまして、補助金でありますとか委託料の早期支払いというものについても対応しているところでございます。そのほか国や北海道の制度の活用もお願いしたいと思っております。

次に、子育ての関係でございます。コロナ対策における家庭への支援として1人あたり10万円が給付される特別定額給付金のほか、児童手当を受給する世帯の子ども1人あたり1万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金がございます。今後は児童扶養手当を受給されているひとり親世帯の方へ1世帯5万円、2子以降の方について1人あたり3万円が支給されるひとり親世帯臨時特別交付金などございまして、いずれも国の制度でございますが、こういったものをもって支援することといたしております。

町では、経済対策を優先に講じてまいりましたので、子育て世帯に対する家庭的経済支援というところにおいては、現状十分な対策には至っていないという状況でございます。

以上、現況報告等をまとめまして、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 一つ目の福祉事業所の影響についてに関連しまして、本町の介護事業所における通所、訪問サービス等の対応状況についてご説明を申し上げます。

ます。

まず女満別地区ですが、北海道独自の緊急事態宣言等を受けまして、3月2日から3月4日までの間、施設に短期宿泊するショートステイを一時休止したほか、日帰りでサービスを受けるデイサービスは3月5日から3月13日までの間、時間を短縮して実施しておりました。その後は5月22日に町内での感染確認が発表されましたのを受けまして、5月25日から2週間、デイサービス、ショートステイ及び自宅を訪問してサービスを行うホームヘルプサービスをすべて休止しておりましたが、これ以上の感染拡大はないとしました6月6日付けの町の発表を受けまして、6月8日からは通常どおりサービスを再開されているところでございます。

次に、通所でリハビリテーションを行うデイケア、こちらは病院で実施をされておりますが、道の緊急事態宣言期間中の3月9日から3月19日までの間及び町内感染確認後の5月25日から6月5日までの間、時間を短縮して実施しておりました。

続いて、東藻琴地区の状況でございます。道の緊急事態宣言後の3月3日から4月4日までの間、デイサービスの時間を短縮して実施をしておりました。

また、その後、緊急事態宣言が発せられた後の4月20日から5月16日までの間、再び時間短縮となっております。

いずれの事業所におきましても、施設内での感染を防ぐことに大変ご苦労されておまして、発熱がある方などの利用をご遠慮いただくなどの対応をとりながら、可能な限りのサービスの提供を行っていただいていたという状況でございます。

私の説明は以上でございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。町長、担当の課長よりご説明をいただきました。町内の事業所も時間の短縮、または休業、またはほかのサービスなどにより乗り切ったのだろうと。大変敬意を表したいと思います。

実際、サービスを休業した場合、利用者の方の身体機能の低下または精神疾患の発症や認知症の進行など、さまざまな問題が全国的にも起きております。短期間でも健常の方と違って高齢者の方は、すぐに筋力が低下したり、場合によってはストレスなどにより、さまざまな症状が出ると。そのようなことが先に言ったように問題となっております。保健師の方が対応されたということもお聞きをしました。

自治体によってはさまざまな取り組みをとられておまして、旭川市の取り組みなども出ておりました。新旭川・永山南地区の担当する地域包括の方が地域に住む高齢者世帯600に対して冊子を配付したと。どのような内容かといいますと、休業期間中、屋内で簡単にできる健康体操、そして1番大事と言われている下肢筋力をメインとした筋トレ、そしてコロナの詐欺に便乗した注意喚起、併せてコロナでどのような影響を受けたか介護者自身につ

いてもアンケートを行ったそうです。

今後このことについては、施策に反映してまいりたいと言われておりましたが、実際私たちの町も保健師の方が対応されたとお聞きをしましたが、どのような対応をされたのかと。実際に訪問されたのか、または電話で確認をしたのか、場合によっては支援の必要な方もいますので、そういう方をどのように対応されたのか。その点について、現場の視点、利用者様の視点から確認をさせていただきたいと思います。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 先ほどご説明をいたしましたとおり、町内での感染が確認されてから2週間程度、訪問や通所のサービスを休止している期間がございました。その間、各事業所などと情報交換しながら、2週間サービスが停止することによりまして、本当に困る人がどれだけいるだろうかというところを拾い上げて、その中でどうしても対応しなければならないというケースがありましたものですから、1件ご訪問させていただいて対応させていただいたケースもございます。

その他に関しましては、入浴介助が必要な方もいらっしゃると思いますが、先ほどの町長の答弁の中にもございましたが、体を拭いていただいて凌いだり、ご家族の支援を受けながら対応していたということでございますが、しかしながら、その対応で十分であったかという、なかなか先ほど申し上げましたご家族のストレスですとか本人の負担等を考慮しますと、まだまだ十分であったとは考えておりません。

しかしながら、あの状況下において、なかなか職員自身も外に出向いていけないというような状況もあり、介護事業所におかれましても町自体の安全宣言といったものがなければ、サービスの再開の目途が立たなかったというところでございますので、そういったところについては、今後に向けまして一つ大きな課題をいただいたと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。実際に大変な中、対応された保健師をはじめ、また福祉事業所の方とも連携をしながら、なかなか訪問できないという時期もありましたので、大変だったと思います。そのことに対しては敬意を表したいのと、また、いろいろな取り組みなどもありますので、今後活かしていただければと思います。このことについてはこれで終わります。

改めて経営についてお聞かせをいただきたいと思います。

町長の答弁でも経営についての影響をお伺いしました。時間を短縮してサービスを提供したりとか、休業、利用自粛などにより影響が出ているということもお聞かせいただきました。厚生労働省などにおいても、コロナの対策でいろいろ人員基準の緩和または介護報酬算定の緩和などもしております。通所事業によっても休業してもサービスを訪問し、提供した場合とかは介護

報酬を算定できたりとか、短い時間でも本来算定できないものを算定できたりするようにとか、そのようなこともしておりますし、ですがそれだけではなかなか、国と道の支援だけでは足りないものがあるのではないかと、そのように思っております。

国は通所事業ができない場合、訪問系のサービスを推進しておりました。訪問系のサービス、ケアプランを作成し、サービスと位置づけて、人員がぎりぎりの中で乗り越えたと思うのですが、第2波、第3波を恐れ、利用控え、要するに利用する方が今後長期に渡って利用控えが起きるのではないかと。それはどういうことかといいますと、デイサービス、通所系の事業については経営が大変苦しくなるのではないかと、そのような心配もしております。

そのようなこともありますので、しっかりと支援をしていかなければいけないと思いますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか、改めてお聞きかせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回の対応などについて、さまざまところで考えさせられることがございました。例えば在宅で過ごされる、通所しないということで考えますと、そういった中で、いかにそういった方々と私ども、サービスを提供する業者の方々がコミュニケーションをとるか。そういった中では、例えば、今緊急通報システムでありますとか見守りネット事業というような形のものがありますが、そればかりではなくて、オンラインなどを利用した中で、そういった方々と会話をするとか、状況確認をするとか、そういったことも必要になってくるのではないかなと。そういうオンラインを活用した中での介護サービスの提供、ケアというようなことも考えていかなければならないのではないかと感じたところでございます。

また、経営の面で言いますと議員からは介護施設のことについてのご指摘ではございますが、医療機関も町が関わっております各施設などを管理していただいている第三セクターの皆さん方も、更には民間の事業者も幅広く今回の新型コロナウイルスに関係して、経営が困窮している状況は大なり小なりあるものと思っております。農業など今はそれほど大きな影響はとわれているかもしれませんが、結果的にいろいろなものの経済が滞ってくれば、そういったところにも影響は出てくるものと考えてございます。

先ほど言いましたように、この定例会に医療福祉施設等への支援補助金について、ご提案をさせていただきました。また、その他の関係も提案をさせていただいておりますが、これはこの6月定例会まで、今時点までの対策ということで、当面、緊急的に対処しなければならないと考えたものについて提案をさせていただいているところでございます。新型コロナウイルスとの関係と言いましょうか、この対策というのは、まだまだこの先続くものと認識をしております。それぞれの事業所の決算というものが、それぞれの時期にあらうかと思いますが、この2月末ぐらいから、この暦年1年間、さらに年度など、そういった決算の状況などをこれからもそれぞれ注視をしてい

かなければならないと思ってございます。介護施設だけに限らず、さまざまなそういった状況をこれからも注視をして、そして、どんな対策が必要になるのかということを考えていかなければならないものと感じているところでございます。これからもそういった状況、担当者また現場の皆さん方のご意見をちょうだいしながら対応してまいりたいと思うところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。町長より説明をいただき、福祉事業所だけではなく医療も同じように影響を受けている。そして基幹産業である農業も今すぐにはないかもしれないが、今後、何かしらの影響が出るのではないかという心配することとも言われておりました。この問題は長期に渡るものだと思いますし、実際介護報酬も翌々月に請求されるものですから、4月、5月の影響は6月、7月の数字に表れてくるのではないかと考えております。今後もしっかりと福祉事業所はじめ、医療、それだけではなく町内の事業所の方も困らないように適切に、対応策をしていただくようお願いをして終わりたいと思います。

続いて、感染症の対策について、少しだけお聞かせをいただきたいと思います。コロナの感染症対策、コロナ対策計画、町でも立てておりますし、厚生労働省や道、または保健所などを通じて、いろいろな通達がきていると思います。感染症対策はしっかりと事業所の方はやられていると思います。その中で、実際にクラスターが発生した事業所の対応にあたった医師の方が、このような指摘をされておりました。実際に起こる前の対策はしっかりしていたそうですが、起こったときの対策というものも考えなければいけないと言っていました。マニュアル等もしっかりと作成していかなければ、実際に発生した場合、大変なことになってしまうと。

介護の現場というものは三密でありますから、密接、密集、密閉など現場では避けられないものがあります。発生した場合、介護する、現場にあっている職員の方が、従事者が感染をしてしまうということがあります。そういった場合、何とか人材の派遣など外部の人の支援で乗り切ったということではありますが、ですが私たちの町もいつ対岸の火事ではなく起こるか分からないと思います。しっかり医療機関をはじめ、各関係機関と連携をして、その後の対応策というものもある程度考えていく必要があるのではないかと私はそのように考えております。そのことについてお考えなどありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 社会福祉施設などにおきまして感染症が発生した場合の対応については、国や北海道の通知でありますとか、マニュアルによって行われるということにはなっております。

今回のコロナウイルスに関する対応は、基本的に一貫して都道府県が主体

的に担うという形にはなっておりますが、しかしながら、今回経験した町内での発生事例、私どもの職場ということも含めて対応を振り返りますと、北海道や保健所だけではなく、市町村がある意味主体的に動かざるを得ないなということを身をもって感じたところでございます。

そのような中で、町内における一例目については収束いたしました。しかし、いつ2例目が発生してもおかしくはないなと。今の検査体制からすると、さらにそういった可能性というものは従来よりも大きくなっているのではないかと思うところでございます。これからは、そういった感染リスクと共存をある意味しながら日常を送らなければならないという局面ではないかと感じてございます。

医療機関や介護施設、そういったところの集団感染、あつては大変ですが、その起きる可能性も否定できないと感じてございます。そうなりますと感染が確認された方だけではなくて、そのことで接触のあった方々なども勤務はできないという状況になりまして、おのずとそうでなくても大変な人材不足に拍車がかかるということがございます。先ごろ北海道では、北海道が仲介をして広域の介護施設などによって、その人材の仲介をするという制度を立ち上げようということでございますが、例えば町内におきましては、特別養護老人ホームを運営する福祉施設が2カ所ございます。そういった社会福祉法人の皆さん方の連携というものも、重要なポイントになるのではないかと考えてございまして、そういったことを考えますと、そこで町の果たしていくべき役割というものも出てこようと考えてございます。

私ども自治体の責務として、町内の感染防止対策、蔓延をいかに最小限で抑えていくかということが1番の目標だと思っておりますので、そのような中で町としても積極的にそういった折には関わっていく、調整をとっていく、汗をかくという対策に臨んでまいりたいと思ってもございます。そういったことも考えまして、本定例会は先ほど言った福祉施設の方々に対する助成制度ももちろんであります、感染防護具などを備蓄するための予算というものも計上させていただきまして、もしそういった対応が必要なときには、そういったものも使いながら、町として関わりを持たせていただきたいと思いますところでございます。今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。今後、長期に渡る影響が出るものだと思いますので、今回定例会においても感染症対策に関するものについて補助を行うという考えを聞かせていただきましたし、このことについてはしっかりと今後とも取り組んでいただければと思います。このことについては質問を終わりたいと思います。

続いて、子育て世帯の支援について、再度お伺いしたいと思います。町長よりご説明をいただき、国の支援策などもお聞かせをいただきました。今のところは経済を優先とした取り組みが主なものなのかなという印象を受けま

した。

朝、小清水町のことも出ていましたが、子育て世帯、高校生、大学生のお子さんがいるところに5万円ほどだったと思いますが、そのような支給のことも考えているということも出ておりました。子育て世帯に対しても多少なり支援をするような記事が出ておりました。私も確かにそのような取り組みは大変必要なものだろうと思っております。確かに子育て世帯の方は大変な影響を受けていると、保護者の方ともお話をする機会があるので、やはりいつもより経費が掛かるということもお聞きをしております。そのような中で、もう少ししっかりと支援する必要があるのではないかと思います。ふるさと納税にしても説明を受けましたが、平成30年度1億7,000万円が令和元年度1億9,000万円と約2,000万円近く増えていると。ふるさと納税の使途の目的でも未来の子どもたちに使っていただきたいということも多数の意見であります。こういう未曾有の危機だからこそ、そういう方に対して支援する必要があるのではないかと私は思っております。今すぐということではないかもしれませんが、今後長期に渡って同じように影響が出るのではないかと思います。そのような方に対して、しっかりと支援をしていただくようお願いをしたいと思います。そのことについて、どのようにお考えでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ふるさと納税の関係についてのご指摘もございました。担当者から今年度の状況も含めて、今のところ例年同様に推移をしていると。ある程度予算の確保ができるのではないかと内容だったかなと思います。私も担当者からは今時点での報告としては、そのように受けておりますので承知はしておりますが、ふるさと納税の関係でいえば、私はそう簡単なものではないと認識をしております。この先の日本の経済状況を考えると最もふるさと納税が増える11月、12月頃に、本当に国民の皆さんがそういう余裕があるかどうかと考えると必ずしも例年どおりということではなく、減少基調というものもあるのではないかと受けとめているところでございます。

他の市町村におきましては、毎年度数十億円のふるさと納税の財源が確保できて、例えばそれを基金に積み立てて置かれて、今回のようなコロナなどの非常事態に思い切って活用するということもあろうかと思っております。私どもの町は2億円足らずということで、実質的な増額分については、1億円を切るような状況でございます。その使途については、確かに将来を担う子どもたちにその財源を充てていこうということでございますが、積み立てをするということまでには至っておりませんで、その年度、毎年度さまざまなものにに使わせていただいております。そのようなことから私どもの町では、日常的にいろいろな意味で子育てに対する支援と負担の軽減というものをさせていただいて、子育てのしやすい環境を作っていこうということに努めていると感じてございます。

そのような中で、今回のような状況下の中におきまして、私は子どもたち

に今何をしてあげるべきなのかなと、将来を考えたときに何を残しておいてあげるべきかということについて、常に考えなければならないと。今の対策もそうですし、コロナ後といひましようか、新しい生活のスタイルと言われれております。それは子どもたちの学習の場においても、どういった学習の形態を今後提案していくのかということも考えておかなければなりません。先ほど前段の一般質問の中で、田中議員から教育長に対してGIGAスクール等に対するご質問もございました。そのような中で、子どもたちのオンラインの環境整備、そういったものも単に端末を用意するだけではなくて、通信環境も考えていかなければならない。そういったことも今後のことを考えると必要なことではないかなと感じてございます。

議員が言われました、そのご提案の向き、更には私が考えているようなこと、まだまだ十分検討して内容の精査ができていない、大変申しわけなく思っておりますが、そういう状況でございます。今後、子ども達に対して、どんな支援が必要かということをもう一度考えながら進めてまいりたいと思っております。今後またご指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。先ほどGIGAスクールのお話などもあったように、いろいろな支援の対応策などもありますし、これからいろいろと問題も出てくることもあると思いますので、なかなか内容を今現在絞るということは確かに町長の言われるとおりに難しいものだろうと感じました。

今後、子育てをする方をはじめ、関係する方が困らないようにしっかりと対応をしていただくようお願い申し上げ、一般質問を終了したいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 臨時会の折などにも申し上げましたが、一度にすべての施策をご提示申し上げ、町民の皆さんの不安解消に努めることができれば大変いいのですが、なかなかすべてを一度に提案するということができておりません。申し訳なく思っております。

今回いただいたご提案の向きも併せて今後の検討の中に加えて、今後の施策、こういったものになるのか、そういったものをまた改めてご提案をしていきたいと思ひます。ありがとうございました。

◇議 長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。

次に、5番、原本哲己議員の一般質問を許します。5番、原本議員。

◇原本議員 はい、5番。前段の同僚議員も触れておりましたが、新型コロナウイルスが猛威を振るい当町にも大きな影響を及ぼしていることから、感染対策、経済対策等にあたる関係機関、従事者、関係者の皆さんに敬意と感謝

の意を伝えたいと思います。また、多大な影響を受けている事業者、個人の皆様には、応援のエールを送りたいと思います。

では、今回の質問に入らせていただきます。

1 点目。一昨年、東藻琴地区の観測地点が整理され、大進、末広の 2 地点の気象データの提供が中止されました。また、その 1 年前には女満別地区内も同様に整理されたと聞いています。それに至る経緯を確認したいと思います。

2 点目。その結果、町内で気象データ、特に降水量、気温、風速、日照時間等が得られる地点が現在いくつあるのか伺います。

3 点目。近年、異常気象が多くなりつつあります。平成 27 年、28 年には当町にもかつてない豪雨被害がありました。改めて観測地点を設け、一早い情報の提供が必要かと思いますが、町長はどうお考えなのか伺い、1 回目の質問とします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町の気象情報につきましては、アメダスのほか、独自で 6 カ所マメダスと呼ばれます気象観測所を設置いたしまして、気象情報を農業者の皆さんに提供していた時代がございました。これは日本気象協会に委託をいたしまして、年間約 200 万円程度の保守管理料を支払いながら運営していたものでございます。平成 6 年から 13 年までに導入、設置をした観測機器でございましたが、老朽化や故障などにより、機器の更新が必要な状況となっております。しかしながら、更新費用が高額になることでありますとか、最近インターネットや携帯電話などの普及によりまして、さまざまな気象情報、そういったサービスが入手できる時代になりましたことから、費用対効果を含めて農協と協議を行い、29 年度を持って女満別地区の 4 地点、30 年度をもって東藻琴地区の 2 地点の観測を終了したところでございます。

アメダスの観測地点でございますが、女満別空港そして東藻琴市街、東藻琴山園の 3 地点がございます。また、このほか国や北海道の河川の防災情報観測地点が、女満別の本郷、東藻琴の上東の 2 地点にございます。しかし、女満別空港以外の地点につきましては、降水量のみの観測となっているところでございます。

過去には、局所的な地域の天気予報を農業へ活用するという視点で設置されたわけではありますが、先ほど言いましたように民間の事業者が多数ございまして、提供いただいておりますので、町として設置する時代というのは役割として終えたのではないかという判断があったところでございます。ただ、最近ではさまざま高度化された農業技術というものもございまして。そういった中で、更に使いたい、そういったものが需要だということで農業者や J A の皆さんが必要とされるということであれば、町としてというよりは農業者の皆さんがまず設置をされる、そういう中で各種補助事業などもあろうかと思っておりますので、そういった形での支援ができるのではないかと考えております。また、設置するだけではなくて、運営経費というものも発生してくるだろう

と思いますので、そういったものについての協議はやぶさかではないなと考えているところでございます。ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5 番、原本議員。

◇原本議員 はい、5 番。過去にマメダスが 6 地点。現在アメダス 3 地点あるということをお聞きしました。29 年になくなるときに確か僕も委員会の中で説明は一回受けています。その費用対効果の問題もあって必要でないのではないか、JA にも確認もしたという話も聞いています。

その中で、今町長が言われましたとおり気象情報についてはいろいろところで得られます。簡単に携帯で Yahoo なり気象協会なりどこでも見られるのですが、気象予報については僕たちが情報を得るということに関しては何も問題はないと思うのですが、ただ、今問題なのは現時点での気象、今どの地点で何ミリの雨が降っているか、今どういう気象の動きをしているか、それは観測地点がないとやっぱり測れないと思うのですよね。東藻琴に 1 件だけ自分で気象ロボットを設置して観測している人がいます。畑は自宅から 4 キロぐらい離れているのですが、そこに自分で気象ロボットを置いて測っている人がいます。

ただいろいろな仕事の関係で、いろいろなことが動くのですが、その中で例えば、過去にあった大進、末広その地点の雨量を見ながらいろいろな仕事を組むだとか、集団仕事もするものですから、そういう意味では、やはり詳細なデータというか、どの辺は何ミリ降っているだとか、この辺は何ミリ降っているだとか、そういう情報を得ることがこれから必要でないかなと思います。

もう一つ、今年度、光ファイバーが整備される予定です。その中で気象情報を送る、それから集める、それに対しての方法は簡素化されていくと思うのですが、今、その気象ロボットなる観測機、それとかなり安価な部分が出てきています。ただ、それを個人で 1 件の農家がやっているのですが、個人で使うと 1 件だけ、でもデータを集約化する何かを作って東藻琴地区に何地点、女満別地区に何地点という観測地点を作った中で、広範囲に地点の情報を得られる。そして僕だけでなく誰もが入って、どの辺では今回の集中豪雨で何ミリの雨が降った、そういう形が作っていけないかなと思って今回の質問をしています。

また、来年から始まる防災ステーション、河川防災ステーションだから河川の上流については測れるのですが、今回の集中豪雨はどういう形になったのかとか、そういう情報を得られることが必要ではないかと思います。

最近では、現在の降水量とか気温、過去の降水量とか気温、そういうデータを使っていろいろな病虫害発生予測もやっています。そのためにもやはり詳細なデータ、それを得られることが必要ではないかと思います。

普段付き合いのある人と気象情報は、本当に今必要ないのだろうかという話もしてみました。そういう中で、例えば、家から何キロ離れた地点で何ミリ降っているという情報は、やはり皆さん欲しいという意見もありました。

これからこのデータを十分活用するためにも、何とかそういう観測地点を増やしていけないかと思うのですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 仕組みについて私もよく分かっていない部分がございます。ご容赦をいただきたいと思います。

過去でいいますと、マメダスというのは女満別で平成6年ぐらいに設置をし始めたと思います。そのときにはアメダスの小型版だということで、日本気象協会がそういったものを設置しておりましたので、結果的にその気象情報、雨量だとか気温だとか風速、風向だとか、そういったものなどについては、日本気象協会さんと提携をして、そこからの情報しかもらえない。精度の問題なのでしょうし、感じ方もあるかと思いますが、だんだんいろいろな民間事業者の提供も増えてきたと。更にその観測点ばかりではなくて、衛星などからいろいろなものが情報として出てきて、言えばそこと契約をするのか、別の民間事業者の天気予報屋さんと契約をするのか、そういうことの取捨選択というものも、例えば、地点を作っていくということであっても、必要になってくることではないか、そのところはどのように整理ができるのかなと、どこの会社と契約して情報をもらうか、データをもらうかと言うようなことも課題としてあるのではないかなと、今話を聞いて思いました。大変たくさんございますので、そういったところも今後の一つ課題ではないかと思います。

先ほども言いましたように否定しているわけではございませんので、そういう高度な技術革新の中で使い方をされるということであれば、やはり実際にその農業者の方々、農協さんのような大きな経済団体がございますので、そこが一元的にそういう情報管理をしながら、お使いいただく、設置について主体的に動いていただくということが望ましいのではないかなと感じております。ただ、町の中心的な産業であります農業であります。そういったことから、町としてお手伝い出来るところ、ご支援が出来るところということについては考えてまいりたいなと思っております。是非、そういう中でお話がまとまれば、私どもも十分協議させていただきたいと思います。

もう一つは、河川防災ステーション、確かに今、国と町とで設置をしたいということで進んでいます。まだ十分詳細の設計が出来ておりませんので、今後確認をしてまいりたいと思いますが、それに関連して、そういったような観測地点が、どの程度整備されることが可能なのか、出来るのか出来ないのか、出来るとすればどの程度の範囲にわたって可能なのかということについては、探ってまいりたいと思いますし、そういった防災の視点から町として管理をしていかなければならないものというのは出てきようかと思います。そういったものにつきましては、町として若しくは今回の河川防災ステーションとの絡みでいけば、国として整備が出来れば、そのところについては積極的に取り組んでいきたい。更にそういったものを先ほど言った農業の分野と連携させて、そのデータを共有していくことが可能であるとすれば、そ

ういったことについても取り組んでは行きたいと思っているところでございます。

今後、農業団体の皆さん方とも、この件についてはご相談をさせていただきたいと存じます。

◇議 長 5 番、原本議員。

◇原本議員 はい、5 番。先ほどちょっと申し遅れたのですが、全部調べたわけではないのですが、例えばきたみらい、あそこは農協が主体的に運営しているのですが、きたみらいはアメダス地点と農協独自で観測機器を使った地点を6カ所ぐらい設けた中で一元化してきたみらいの管内の降水、いろいろな地点の降水量とかいろいろな気象情報が得られるような形をして業者に委託しているのだと思いますが、病虫害情報を出したりもしています。

この気象データは農業が一番使うと思いますが、土木工事の方にも十分使っていただけたと思います。たまたま大空町には二つ農協があります。農協やほかの機関とも協議のうえ、何とか整備していただけないかと思い、今回の一般質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 気象情報は確かに農業ばかりではなくて、ほかの業種でも使われることと思いますが、先ほど言ったような使い方ということであれば、例えば建設業の方々などは降った結果というよりは、予報を重要視されていらっしゃるのではないかと。そのような中では、いろいろ今情報があるということから、やはり農業を中心に整備するのであれば、話を進めていくことが1番近道ではないかなと考えます。

農業関係団体の皆さんにも、このことについて議会の中でもご提案があったということを申し添えながら協議をしてまいりたいと思います。

それらの経過につきましては、後ほどご報告させていただきたいと思いますので、今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて原本哲己議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(休憩 午前11時46分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、2番、三條幸夫議員の一般質問を許します。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。令和2年第2回定例町議会において、通告書により一般質問をさせていただきます。

最初に感染症対策の現状と課題について伺います。すでに広報紙、新聞等の折り込みで住民の皆さんには数回にわたって感染症防止対策、経済対策等の一部分が周知されておりますが、今一度、コロナ感染症の現状と今後想定される対策について、また、住民の皆さんへの協力要請、経済対策、雇用対策等についてお聞かせください。

2点目。インフルエンザ、ノロウイルス、ロタウイルス、レジオネラ、セラチア、結核等のほか、子どもに多い感染症の実態と対策について伺います。すでに新聞等ではコロナ感染症のほかの感染症の話題が取り上げられております。これから夏にかけて、ノロウイルス、ロタウイルス、子どもに多い感染症が、秋から冬にかけてはインフルエンザが猛威を振るうことが懸念されております。コロナ感染症対策等で外出、運動を控え、体力が衰えている事例があるとしたら、早目に対策を講ずることが必要と考えますが、現況、取り組み内容について、お聞かせをいただきたいと思います。

2項目目。女満別湖畔の駐車場で進められております河川防災ステーションについて伺います。すでに地域住民の皆さんにはお話しされていると思いますが、改めて防災ステーションの整備の進捗状況についてお尋ねします。設置場所については、すでに準備を進められているところですが、多くの町民の皆さんからは、大雨のとき水に浸かる場所に何故と疑問を持たれる方も相当数おられます。設置場所を現在のところに決めた経過と地面を嵩上げするなどの対策をしっかりと行うので、目的である機能を失うことなく進められるとは思いますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、防災ステーションの活用方法は全国の事例を見ますと多種多様の使われ方がされています。これから先のことにはなるとは思いますが、大空町においてはどこまで利活用について検討されているのか。

また、町と国の経費負担割合、完成後の施設管理、運営、機能分担、維持補修等を含めて、どの程度町長は把握しておられるのかお示しを願いたいと思います。

3点目。指定管理者制度の現状と今後の課題についてお伺いします。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に2003年に創設されました。大空町におかれましてもメルヘン公園、東藻琴乳酪館など多くの施設が指定管理され施設運営が行なわれているところです。そこで指定管理者の現状と今後について、改善すべき課題等を把握されていると思いますが、最近、長年続けられている指定管理者の中には、人材の確保、教育をするのに非常に苦労していると聞いております。一度退職されるとなかなか補充できない、施設の管理運営に関わり現場を熟知する職員が減少しているように思います。人材の確保以外でも取り組まなければならない課題が多々あると思います。どの程度認識して、いかようにお考えかお伺いしたいと思います。

以上、これで私の一回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げます。本町では2月21日に対策準備本部というものを設置いたしまして、4日後の2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところでございます。対策本部は今までに17回開催してございます。

町民の方への協力要請をいたしまして、本部会議での検討を踏まえ、公共施設の取り扱い、相談窓口の周知、日常生活の注意点などにつきまして、新聞や町の広報紙への折り込み、ホームページ、また一斉メール、FM網走や地デジ広報などの活用を行いながら、お知らせをしまいいりました。外出自粛期間が長引いていたことから、自宅でできる体操メニューを載せたり、脳刺激に役立つミニゲームの行い方、また手づくりマスクの作り方などを職員自らが作成して、こういったものの情報提供にも努めてきたところでございます。

コロナウイルスへの対応につきましては、都道府県が主体的に担うとされており、しかしながら、今回町での感染確認の事例への対応を振り返りますと、市町村が具体的に動かざるを得ないということを身をもって感じたところでございますが、一方でこれらの限界も感じたところでございます。

感染症の関係であります、感染症は法律によりまして1類から5類、更に指定感染症に分類され、新型コロナウイルスは指定感染症に分類されております。例を挙げられておりました季節性インフルエンザでありますとか、感染性胃腸炎など比較的影響が低いとされるものについては5類に分類されております。発生状況については、後ほど担当からご説明を申し上げたいと存じます。町といたしましては、予防接種法に基づきまして定期接種の勧奨に加えまして、インフルエンザでありますとか、おたふく風邪、ロタウイルスなど、子どもたちが罹りやすい感染症の予防接種費用の助成を行っているところでございます。また、子どもたちの保護者の方々に対しましては、新生児訪問でありますとか、乳幼児検診の折に個別に対応をさせていただいてございます。そのほか健康講話などの機会をいただいた折には、お話をさせていただきまして、こういった予防接種の勧奨を行っているところでございます。

新型コロナウイルスに伴う経済支援でございますが、3月の定例会におきまして、まず中小企業振興資金の拡充をお願いいたしました。特別枠として確保したところでございます。また、3月末の臨時会におきましては、飲食店応援商品券事業やプレミアム商品券事業への補助の予算を議決いただいたところでございます。また、4月にも臨時会の開催をお願いいたしまして、商工業事業者の持続化支援事業補助金のほか、特別定額給付金の予算化をいただきました。更に5月にも臨時会の開催をお願いいたしまして、休業要請協力金、商工業事業者店舗家賃助成についてお認めをいただいたところでございます。このたびの定例会で提案をさせていただいております補正予算は、誘致企業などの皆さん方に対する経営持続化発展応援金、そして飲食店応援

商品券やプレミアム商品券の第2弾分、更に宿泊支援事業助成金、特産品販売促進事業の助成金、乗合バス運行継続協力金、貸切バス事業者の方々に対する緊急支援金などを予定してございます。

このほか雇用対策といたしまして、バス事業者に対し芝桜公園の環境整備業務を委託する関係予算を計上しているところでございます。

新型コロナウイルスに伴います企業倒産等の状況、これは後ほど担当職員からご答弁をさせたいと思います。今後もこの状況は長引くことが予想されております。商工事業者の経営を十分注視しながら、これからも対応してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、河川防災ステーションでございます。平成30年3月、北海道開発局と大空町におきまして、大空地区河川防災ステーションを整備する計画が決定されました。平成27年10月、翌28年8月、大雨による被害が当町で発生しておりますことから、災害時に迅速に対応できる体制の整備が急務であり、設置することとなったものでございます。これは町から、湖畔周辺での災害時の拠点施設の整備を国に対しお願いをしてきた経過によるものでございまして、そこにまとまった用地があったということも大きなポイントになったかと思っております。水害対策における土砂やコンクリートブロックなど緊急用資機材を備蓄するという、また、災害対策車両を配置する、そして必要な作業スペースを有する施設となります。実際の水防活動、私どもの水防活動も支援していただきながら、災害発生時には活動の拠点として、また、復旧作業の拠点ともなる施設でございます。災害時ではなく平常時には、地域のコミュニティ活動や会議、研修などに活用することを想定しておりまして、国と町が連携を図って整備するものでございます。現時点では国によります用地の取得が完了し、実施に向けた設計が国において進められているところでございます。湖畔地区は観光などで多くの方にご利用いただくほか、イベントなども開催をされる場所でございます。今後は隣接する用地を町が取得をいたしまして、駐車場として今までと同じように利用できる環境も確保することに努めたいと思っております。地域住民の皆さん方にも説明を行い、そして最終的には令和5年度の完成を見込んでいるところでございます。

概算の総事業費でございますが約12億円、現状で考えてございます。このうち町の負担分は2億7,000万円を想定しております。早ければ今年の9月から地盤の安定を図るための盛土を行いまして、強制的に沈下させる施工を来年度まで予定してございます。そうした中で4年度から着手をいたしまして、5年度中の完成を目指すものでございます。

議員からご指摘がありました浸水区域ではないのかということでございます。ただ、こういったステーションは、災害が起こり得る地域に隣接する形で施設を整備しなければならないということがございます。災害に迅速に対応する必要がありますことから、その被害が想定される地域に設置されるということでございます。建設地は確かに浸水想定区域でございますので、先ほど言いましたように活動に影響が出ないようにしっかりと盛土を行い、そして排水対策を講じて整備をするということを考えております。

平常時の活用でございますが、施設内に多目的ホール的な要素を併設しようということで概略の設計を行いました。地域の自治会の方々でお使いいただいて、集会でありますとか、また全町的にコミュニティの活動、研修会、更には健診業務なども可能ではないか、更に場所が場所でありまして、目的もありますので環境や防災教育などを行う拠点ともできるのではないかと。更に湖畔地区でありますので、湿生植物群落や生息動物の紹介など地域の魅力を発信できる機能も設置できればと思っているところであります。

私どもの町にあります湖畔地域というのは、市街地に非常に近いという特徴がございます。そんなことから、この市街地に結果的に近いところに河川防災ステーションを建設するというので、ほかの地域、道内の地域の中にはなかなかない地域ではないかなと思っております。更に湖畔は観光や水上また水中スポーツなどの対応もできる地域でありますので、そういったことを考えますと、町として平常時も有効に活用できる場所でもあると、そのように判断をした訳でございます。

この施設でありますが、道内では既に1カ所ございまして、オホーツク管内にはまだございません。今回私どものところで整備ができれば12カ所目となるところでございます。そういった整備の中で観光地としての湖畔でもありますので、例えば備蓄をする土砂、通常は築山として置いておくわけですが、その中で、環境にも配慮しながら芝生化をする。また、周辺の樹木などのことも配慮した整備を心がけていかなければならないものと考えているところでございます。

次に、指定管理者制度でございます。指定管理者制度は地方自治法の改正により平成15年から設けられた制度でございます。大空町においては、平成18年から順次この制度を導入し、現在19施設において適用させていただいております。

選定にあたっては公募を基本とするものの施設の特性等を考慮し、公募によらず指定することもできることとしております。また、選定委員会を別途組織し、施設を利用する方のご意見をお聞きするなどして選定をしているところでございます。25年度からはサービスの質の向上を図るためモニタリング制度というものを実施いたしまして、その指定管理の状況がどうかの評価を4段階で行っているところでもございます。

現在、指定管理者として受けていただいている方は、ほとんどが町の関連団体、第三セクターであったり、法的な法人格を有する方々でございます。町の産業上、民間の事業者が少なく、そういった意味では競争原理が十分働いているとは言い難いところがございますが、行政ではできない柔軟で、また迅速な対応を行ってくださっておりまして、住民サービスの向上には繋がっていると受け止めてございます。

指定管理料でございますが、公募時に金額を提案していただいております。また、企業の皆さん方、民間の方々のご努力によって節減が図られる期待もございますので、そういったものを単に町に戻してもらうということではなく、計画払いとして、そういった努力が受けてくださった指定管理者の財源となるような仕組みとしているところでございます。

指定管理者の狙いではありますが、一般的には議員が言われましたように経費の節減が挙げられることがあります。私はこの制度を導入してから一貫として、大空町においては経費の節減には結びつかないであろうと、それよりは町民の皆さん方のサービス向上というところにもって取り組んでいくということをお話申し上げてまいりました。経費の節減を目的として予算を削減するというのを第一に思っているということではございません。私がこの制度を導入するべきだと思いましたが、当時直営で、若しくは業務委託で管理を行っていましたが、そういった中で人件費を設定する場合、当時であれば地方公務員法の制約を受けて、例えば手当を支給することができないでありますとか、そういうことがままありまして、働いている方々への十分な賃金支払いができないということがありました。それを民間の方々にお願いする中で、そちら側の基準でもって支払いをいただくということが、この制度の中でできるのではないかと考えたところでございます。最近におきましては、第三セクター等の賃金の見直しも行っております。更に今年度からは、会計年度任用職員制度の導入もありまして、社会全体で働き方や賃金のあり方が見直される状況となってきました。こういったものを当時考えながら、この制度の導入に至ったところでございます。

更にこの指定管理者制度では諸経費というものの設定がございます。これらをもとに指定管理をお願いしている事業者の方々の経営の多角化、更に経営の安定というところにも結びつくのではないかと。第三セクターなどをお願いをしているところもあります。そういったところの経営の安定というところにも繋がるものと考えたところでございます。そういうことでございますので、先ほど言いましたように結果として経費の節減ではなく、最近是指定管理料が上昇している傾向にあるのが実情でございます。

更に当初考えていた訳ではありませんが、結果といたしまして選定委員会を編成いたしまして、まず利用者の方々にも入っていただきながら選定をする、更にモニタリングも行なって評価もさせていただき、そこにも町民の方々にお入りをいただく。更に一つひとつの指定管理にあたって、議会で、この場でご議論いただいて議決もいただくということでございます。直営若しくは業務委託の場合には、予算措置がされればそれで終わりということですが、その指定の内容などについても、この議会の場で議論していただくということで、透明性の確保にも繋がっているものと考えてございます。

ただ最近の傾向といたしまして、これは指定管理の皆さん方ばかりではないかもしれませんが、人材の確保というところは大変難しい課題となってきてございます。今年度から移住・定住支援室を設置いたしまして、ここで無料職業紹介所の設置をしてございます。こういったところの職員は、こういった指定管理を受けてくださっている第三セクターや公的な立場の方々含めて、民間企業ばかりではなくて、人材の確保そして求人情報の発信や求職者と事業者とのマッチング等も行いうるということを考えて設置をしているところでございます。ぜひ指定管理における皆様方もこういったところもご利用いただきながら、何とか地域全体として、その人材の確保というところに努めていきたいと考えてございます。

長くなりました。以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 1つ目のご質問の中の感染症対策全般の中で、インフルエンザ等感染症の本町におけます感染症の発生状況についてご説明を申し上げます。町内の全数を把握するのは困難でありますことから、確認できた範囲でお答えさせていただきますことをご了承願いたいと思います。

まず町内の幼稚園及び町立学校における出席停止を要する感染症の令和元年度の発生状況でございます。発熱やのどの痛みなどの症状が見られることが多い溶連菌と呼ばれる細菌による感染症が、4、5月頃や9月に複数確認されております。夏風邪の一種でありますヘルパンギーナと呼ばれるものが、8月から10月にかけて、同じく夏季に多く見られます手足口病も、9月から10月にかけて複数確認されております。そのほか水疱瘡やおたふく風邪、リンゴ病と呼ばれます伝染性紅斑、流行性結膜炎、またさまざまな感染症を引き起こすアデノウイルスによる胃腸炎も確認されております。最も多く感染が確認されますのはやはり季節性のインフルエンザでございます。11月から2月の冬場に多く確認をされておりますが、少数であるものの5月にもインフルエンザが確認されているということもございます。

ご承知のとおり季節性インフルエンザは、子どもに限らず多くの人が感染する恐れがある感染症ですが、町内医療機関での受診状況を調査いたしましたところ、令和元年度1年間で200件の感染確認がございました。そのほか市中感染症と知られるノロウイルスによる胃腸炎も3件確認されております。これまでご説明申し上げました感染症につきましては、いずれも感染症法上の5類に分類されるものでございます。

町内の発生状況につきましては以上でございます。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 私からは新型コロナウイルスに関連します企業倒産の状況などについてご説明させていただきます。

6月12日現在の、新型コロナウイルスに係る企業倒産件数につきましては、全国で245件、北海道におきましては18件発生している状況でございます。また、コロナ関連の解雇及び雇い止めにつきましては、見込みも含めると全国で1万6,000人にも上っております。そのうち北海道では約1,000人という状況となっております。北海道の数値につきましては、東京都、大阪府に続いて3番目となっている状況でございます。また、全国1万6,000人のうち、非正規労働者は2,360人ほどという推計値で発表されております。業種別では、宿泊業、観光バスやタクシーなどの旅客運送業、製造業の順で多い結果となっております。

また、事業所の休業につきましては、飲食サービス業や宿泊業を中心に1,890事業所となっております。その休業により休職などの影響を受けた

労働者数は3万2,000人ほどとなっております。

また、新卒者につきましても就職時期の延期や自宅待機を余儀なくされるケースも発生していると聞いております。

完全失業率につきましては、2008年のリーマンショック時の5.1%までは悪化していない状況でございますが、4月で2.6%となっており、今後、コロナの影響で状況によっては同水準まで悪化するのではという推測もあるところでございます。

私の説明は以上でございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。それでは再質問させていただきたいと思います。

感染症対策で再質問させていただきます。大空町内においては、コロナ感染症の影響で今説明ありましたが、雇い止め、解雇等の雇用をめぐるトラブルが起きていないのかどうか。もし把握されているのであればお知らせいただきたいと思います。

また、国においては昨年さまざまな公的な支援が行われておりまして、大空町においても同様に交付金を活用した事業が予定されております。ただ、こうした事業に公平性の確保が検証されているのかどうか、難しいと思いますが考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、ある町が全町民に商品券や飲食店の利用券を全戸に配った事例がございました。最近になってなるほどなと思ったのですが、国は一律10万円の給付を行っておりますが、町は全町民に対して極力いろいろな要請をしておりますが、なかなか難しいと思いますが、町民に公平に行きわたる何かがあるかという中身を見ると見当たらないと思います。すき間があって、いろいろな施策を打っていただいたのですが、全く手が届かない、及ばないところがあるということでございます。金額の多少に関わらず全町民に何らかの形のものがあれば、公平性云々という部分で町民の皆さんからそういった苦情はないのかなと思うのですが、町長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

もう一点、国からマスクが大空町内にも6月、最近になってやっと配付されましたが、今さら不要という声が多く聞かれます。貴重なマスクが利用されずに放置されるのであれば、余りにももったいないと思います。すでに設置しているのかどうか分かりませんが、もし不要となったマスクをボックス等を設けて提供していただければ、ほかの困っているところに利用できると考えますが、この辺の対応についてもお聞かせをいただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 雇用についてでございますが、実際には細かく今の時点では把握できていないと思います。ただ、そのことも当然心配でございましたので、まず3月の時点で、例えば具体的な政策としてお金を使うということではあ

りませんが、公共工事の期間の延長でありますとか、前払金の拡充ということを行って行ったところでもあります。更には町が関わります先ほど言いました指定管理者、それから事業の受託事業者、それから補助金などを交付している団体に対する補助金や委託料などの支払いについても柔軟に対応するようにということ、通常であれば年に2回に分けていたものを更に細分化して、更には早い時期に支払いをするということなども行って来たところでもあります。併せて、特に指定管理者の皆さん方には、通常、開館している中でいろいろな業務をするわけではありますが、閉館になったからといって、そこで働く人が不要になる、雇い止めをして雇用を抑制するということのないように、今回のことがあっても指定管理料について削減をするという考え方はないと。それぞれこの機会に出来ない仕事であるとか、通常の衛生管理含めまして、清掃業務、管理業務をしっかりとやっていただく中で指定管理料を確保するので、しっかりと従業員の方はお支払いをいただきたいとお願いをしてきたところでございます。

もう一つ、公平の観点ですが、これも私、今までの議会などでも申し上げておりました。確かに公平というもの、どういうものかということですが、一律にすべての方に例えば給付するというのは返って公平ではないのではないかなと私自身はそうのように考えてございます。今回のコロナウイルスの状況下であります、みんなが大変な状況にあると。誰か特定の方だけが負担をしたり、頑張ったりするということではなくて、皆さんが少しずつ我慢をしたり、負担をしたりして、この難局を乗り切るということが大切ではないかと。経営的にも生活的にも困窮をされている方、そういった方はどこにどんなふうにいるのかと、それらを考えて、できるだけ広範囲に拾い上げていくことが必要と。そこを横着して、難しいからといって、ただ単に一律にお配りするというということではないのではないかなと私はこの対策の中で常々考えてまいりました。

例えば、中小企業の振興資金、町も利子補給をして拡大をいたしました。一方で中小企業振興資金の貸し出し元である金融機関にも利率の低減を求めたところでございます。また、特別定額給付金、他の市町村にはない申請受理から3日間で支払いをするということでもあります。他の市町村では2週間かかるという中で、これも金融機関の皆さん方のご努力をいただいて、こういった迅速な対応をさせていただきました。

また、町の財源だけで、国の財源だけで一律に5,000円なり1万円の商品券を配るということではなく、それらの財源をプレミアム商品券なり飲食予約券ということで、25%のプレミアムをつけさせていただいたと。結果的にこれは町民の皆さんに買っていただいて、ご協力をいただいて、そして、そういう商工事業者の方々を頑張ってもらおうということにつながると。例えば、7,000万円くらいあれば町民1人あたり1万円をお配りできるわけですが、もし7,000万円のプレミアム商品券25%で出せば、実際に出回りは3億5,000万円の経済効果になるということでもありますので、そこは町民の皆さんにご協力をいただくということでございます。

先ほど言った指定管理者や受託事業者の方々の雇用を確保するということ

もそうでありますし、今回のこの対策においては商工会の皆さん方が身銭を切って事務手続きをしてくださったり、また、更に町の不足する部分についての事務経費なども見ていただきました。先ほどの前段のご答弁でも申し上げましたが、医療や介護の施設の方々のご苦勞をいただいておりますし、家賃の助成についても町が支給するだけではなくて、実際にはオーナーの方々も更に低減をしてくださっているということで、それぞれ皆さんいろいろなご協力をいただいた中でやっております。そんな中で本当に大変な方々にまず手当てをするところを旨として、私は公平というふうに、もって政策を進めてきたところでございます。ですから一律に対する給付金でありますとか、一律のマスクの配布でありますとか、そういったことについては、今回の大空町の施策としては行っていないという状況でございます。

国からマスクが全町に届いたのではないのかと推察をしております。我が家に届いた翌日に新聞ではほぼ行き渡ったという記事が出ておりました。我が家では家内や娘たちに使うかと言ったら使わないということでしたので私が使わせていただいております。職員に聞きますと、まだ開封していないということもあります。町として、こういったものをどのように有効活用するかというところまではまだ考えが至っておりません。ただ、団体の方、すでに配付を受けている地域の方々などで取り組んでいるところがありますので、まずはそういったところに、例えば使わないのであれば協力をするということがあってもいいのではないかなと。更に町内でそういうものを集めて、どこかでまとめて使いたいというようなことがあれば、町として旗振り役をすることもやぶさかではないなと思っておりますが、まだそのところまで考えが至っていないということで申し訳なく思っております。

私の考え方としては以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。2点目の感染症対策の部分で再質問させていただきます。

インフルエンザ等の対策については、自ら対応できない方が相当数おられると思います。自分でインフルエンザの予防接種をしたり、それらの手続きをすることができないでいる方は相当おられると思います。

日ごろから感染症にかからないよう、町のほうでは広報活動とか予防等、いろんな活動を行政としてやっていただいていると思いますが、更にもう一度点検をして、1人でも多くの町民の皆さんの健康と命を守るよう、再度確認をして進めていっていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほどは子どもたちにおける感染症の周知、徹底だとかに特化してお話をさせていただきましたが、高齢者の方々などもインフルエンザの予防接種など、そういった制度もありますし、さまざまなものがございます。

この場面ばかりではなくて、ご指摘をいただくのはPRが下手だと、そのように言われます。いろんなことやっているはずなのですが、まだまだ承知されていないところが多いよ、ということでありまして、町民皆さん方への周知方法というものは、まだまだ改善の余地があるのではないかなと思っております。感染症ばかりではなくて、先ほどの経済対策も然りかもしれません。そういう中では迅速に、さらに工夫を凝らしながら周知できるように努めてまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 それでは2項目目の河川防災ステーションについて、再質問させていただきたいと思います。

いろいろ設置に至る経過等を町長の説明を聞いて理解できました。

やはり結構時間をかけて進めている事業ですから、町民の皆さんは、いったいどこまで進んでいるのかと、よく私も聞かれて確認をされますが、やはり完全に中身が固まってから周知する前に、いろいろ町民の皆さんに情報を提供して、時と場合によっては施設の中身に対してアイディアをいただいたりしながら進めていっていただければありがたいなと思います。

全国の防災ステーションの利活用の事例集をちょっと見ていたのですが、いろいろな使い方をされているので、早めに町民の皆さんに是非お示しいただいて、計画の中に少しでも多くの町民に皆さんの意見も取り入れながら事業を進めていっていただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 了解をいたしました。過去にも湖畔地区ということもありまして、また、今まで従来町の用地として、駐車場として使っておりました用地のところに建設をするということであり、そんなことで観光協会の皆さん方と意見交換をさせていただいたこともございました。さらに湖畔地区ということで湖畔の自治会の皆さんとも、この内容について経過をご説明したところもございました。当然、議員の皆さん方にも、その進捗などについてお話をさせていただいているところではありますが、今後もそういった関係する方、町民、広く皆さん方にお諮りをしていきたいと思います。そんな中で説明、更にはご意見もちょうだいしながら、更に詳細なところを詰めていきたいと思っています。特に議員の皆さん方には、こういった情報がいち早く伝わる部分もございますので、逆に皆様方から、こんな使い方ですか、こういうところの配慮だとかいろいろご指摘あるのではないかと思いますので、そういったところからもご指導いただければありがたいと思っています。ありがとうございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 それでは３点目の質問の再質問をさせていただきたいと思います。

指定管理者制度についてでございますが、指定管理者の評価基準表に基づいて対象施設のモニタリングが適切に行われていると思います。現状を把握されたときに今後の課題も見えてくるのかなって思ったりもしています。

先ほど町長から説明いただきましたが、指定管理者制度は順調に推移してきたと思いますが、最近になってどうも期限があるがために正職員として雇えないということを、あるところでは言われたこともあります。期限があつて正職員として雇えないものだから、いい人材を留め置くことができないという話をいただいたこともあります。

それともう一つ、賃金も改善していただいているのですが、まだ業種によっては賃金の格差が相当あるのかなと思ったり、聞いたりもしております。当然、賃金の問題がモチベーションの問題、指定管理者そのものがモチベーションも下がって行って、次のときは受けたくないといったことにならないように今のうちから、何故、私が今の時期にやったかという、次年度に活かして欲しいということもあつて、今の時期にやらしていただいているが、今もいろいろ取り組んでいただいているが、更にやはり指定管理者のほうに元気に働いて、本当の公共施設の目的を達成できるように町と一緒に手を組みながらやっていくという当初の目的に沿って行けるように、更にもう一度前向きに改善する余地はあると思います。それを点検していただきながら、取り組む意思を町長にもう一度確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 過去にも同様なご質問をいただきまして、そんなこともありまして賃金、基本となる金額の見直しなども行ってきたところでございます。

お願いをしたいのは、町が一方的に決めることではございません。先ほど言いましたように指定管理のときには事前に公募に応じる方、指定される方々から、まずは一定程度の考え方、賃金も含めた指定管理料の積算の考え方というものをいただきます。その中で通常の予算査定と同じような形式にはなりますが、通常であれば４月からの指定管理については１２月の定例議会で議決をいただく形になりますので、通常の予算編成よりも前倒しで金額について精査をさせていただくと。先ほど言いましたように何とかしてくれ何とかしてくれと、過去でいいますとそういう事例もありました。こちら側から一方的に全部何かをするということばかりではなくて、実際に受けられている方々の状況でまずはご提案もいただき、実際にはそこでさまざまな協議をさせていただくわけでございます。そのような中で、私どもも理解ができれば、そういうところに今までも引き上げてきていると感じてございます。

ただ、先ほど言いましたように最近どんどんと高騰してきております。更にそこに諸経費なども加えていきますと、最近の財政担当に言わせますと、町長、物件費が上がっているんですと。どこだと聞くとやっぱり委託料だということもあります。そのような中では私どもの１番の悩みどころだと思っ

ております。ただ、先ほど言ったように人材確保という観点から考えますと、そのことも大きなポイントといいましょうか、点になるかと思ってございます。ですので、そういったところもこれから十分配慮していかなければならないと思ってございます。

もう一つは、私どもからすると確かにそうではあるのですが、ちょっと言い訳に聞こえるのは、いやいや何年続くか分からないから雇えないんだと、ただ今までのような直営であっても、それから業務委託であっても、業務委託はもっと言えば1年契約でございますから、更に、もっと不安定ではないかと。それを3年なり5年、まずはしっかりとした形で約束をさせていただいて、そして契約を結ぶわけですから、今までよりは更にそのほうが良いのではないかと考えておりますので、ぜひ頑張って良い人材を事業者の方々も確保していただければなと思っております。

更に先ほど言ったモニタリング制度の中で、この先どうなるか分からないと言いますが、そこでの評価が高ければ、希望されているにも関わらず他のところに指定管理がいくということは、通常私どもで考えるとないのではないかなと思いますので、そういった皆さん方の仕事の延長線が、また次の仕事につながるということになるということも事業者の方々にもご理解をいただければと。私どもはそうなるために、また財源などについて工夫を凝らしながら、そういうところをしっかりと一緒になって継続できるように努力をしていきたいなというところでございます。

◇三條議員 はい、終わります。

◇議長 これにて三條幸夫議員の一般質問を終了します。ここで10分間休憩します。

(休憩 午後1時48分)

(再開 午後1時58分)

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、1番、後藤忍議員の一般質問を許します。1番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1番。令和2年第2回定例会、通告に従い一般質問を始めます。

マイナンバーカードについてであります。今回の新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急経済対策の措置として、特別定額給付金の申請方法の一つであるマイナンバー制度を使ったオンライン申請が注目を集めました。

国は以前より、マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築を推進しており、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針の政府決定を踏まえ、安全安心で利便性の高い

デジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和3年3月よりマイナンバーカードの健康保険証としての利用を開始し、令和4年度中には概ねすべての医療機関での利用環境の整備を目指すこととされました。また、これを踏まえ令和4年度中にはほとんど住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、普及を進めることとしています。

また、今年9月からプレミアム率が25%のマイナポイントによる消費活性化策が始まる予定となっており、申請、交付が急速に拡大することが予想されています。

1点目の質問といたしまして、大空町のマイナンバーカードの申請、交付状況について伺いたと思います。

2点目として、国ではマイナンバーカードの取得を促進していますが、大空町として何か考えているのか。

以上2点、町長よりご答弁お願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 マイナンバーカードについてでございます。マイナンバーそのものは行政手続きを行ううえで個人識別が必要なときに使う個人番号のことをいうわけでございます。平成27年10月に国内に住民票があるすべての方に対して、このマイナンバーというものの通知が行われました。翌28年1月からマイナンバーカードの交付が受けられるようになったわけでございます。マイナンバー制度の対象としている分野は社会保障、税、災害対策に限定されております。災害時に行政等が被災者支援に利用することを想定いたしましたしたり、企業が社会保障分野と税分野での活用を図ったりしているのが現況でございます。マイナンバーは悉皆性、唯一無似性、視認性を特徴としており、氏名、住所、性別、生年月日の4情報から成り立っております。

大空町における交付は、現在604枚、人口に比して8.3%となっております。細かな内容については、後ほど担当から説明を申し上げたいと思います。

このマイナンバーカード、取得が進んでおりません。その理由に取得の手間と利便性の低さというものが一般的に言われております。また、個人情報の流出を心配する声もあり、進まないものだと思っております。実際に申請から交付まで約1カ月程度かかりますし、受け取りのためには平日に役場までお越しいただかなければなりません。また、身分証明書としての活用もあるわけではありますが、免許証でありますとかその他のものもございまして、代替性がない訳でもないということから、なかなか進まない。更に情報が漏れてしまうのではないかと、そういう心配の向きもあって進まないということではないかと考えております。

そんなことから議員のおっしゃりますように、国は普及拡大につけてカードの所有者に買い物用のポイントを付与するマイナポイント事業というものを、今年9月から実施をするということで盛んにPRをされております。昨日、私のスマートホンにもカード会社からマイナポイントの登録事業所にな

りましたというメールが送られてまいりました。保存しようと思いましたが間違えて消してしまいましたので、もう一度送られてこないかなと、正直そんなふうに思っています。なかなか私のような高齢になった者が、そういったものから申請するという難しさもあるのだなと実感をしたところでございます。

更にご指摘のように、健康保険証としての利用を来年３月から始められるということでもあります。これらの対応によりまして、国としては取得が進むものと考えているようでございます。また最近、総務大臣が口座とマイナンバーを登録できる制度にすれば、迅速な給付や行政コスト削減が可能だと、そういったことをおっしゃっております。更に国として、今後はお薬手帳でありますとか介護保険被保険者証、母子健康手帳、障害者手帳、ハローワークカードなどの活用などについて考えているようでございます。

現在、大空町の町民の皆さんがマイナンバーを使用されている例というのは、確定申告でありますとか今回の特別定額給付金の申請くらいではなからうかなと思っております。

今回の特別定額給付金について、実際の申請件数は４０件でございまして、実際にお持ちの方の６％ということでもございました。現状はお持ちではありますが身分証明書としての活用に留まっていて、なかなか利用までには至っていないという現状かと思えます。

他の市町村などを見ますと、コンビニでの各種証明書の交付に使えるだとか図書館の利用者カードとして使うでありますとか、また企業の方々含めて職員証というのでしょうか、身分証といったものをこのマイナンバーカードにするということもありますし、自治体が独自にこれを活用してポイントを付与したり、クレジットカードのポイントを自治体ポイントに変換したりとか、また商店や公共施設で使う、さらにオンラインの通販サイトで使えるようにすると、そのような活用をされているところもあるということで情報収集してございますが、現状、大空町については具体的な検討に至っていないというのが現状のところでございます。

活用をどのように考えられるか、先ほどの先進事例ももちろんあるわけですが、必ずそこには費用が発生してまいります。投資に見合うだけの利活用ができるかどうかということも課題になってくるであろうと思えます。ただ、今まで町といたしましては、取得についての普及活動、積極的な勧奨というものをしてきませんでした。しかし、それでは活用を考える前提が崩れてしまいますので、今回の国の取り組みに沿って、町も今後この取得の促進を図ってまいりたい、そういう中で普及率が上がれば当然いろいろなことを考えた中でも、費用対効果の見合うものになるのではないかと考えております。独自サービスを展開するためにも、まずは普及を進めるということをもって臨んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 一つ目の質問にございましたマイナンバーカードの申請、交付状況について申し上げたいと思います。

大空町におけますマイナンバーカードの交付者の内訳でございますが、男性が約6割、残りの4割が女性となっております。外国人の方の交付につきましても3名行っているところでございます。

なお、申請件数につきましては、本年5月末現在で672件でございました。申請手続後にお亡くなりになられた場合ですとか、転出などから交付の取り消しをされた方が26件ほどございますが、そのほか申請中でカードが届いていない方や申請をしたもののまだ取りに来られていない方がいらっしゃる状況でございます。

交付につきましては平成28年1月1日から始まってございまして、平成27年度におきましては218名、平成28年度におきましては200名、平成29年度が55名、平成30年度につきましては26名と年々減少傾向にございましたが、令和元年度には78名と、そして本年度は特別定額給付金においてマイナンバーカードを活用した申請が可能であったことから、2カ月で27名に交付しているところでございます。

年代別に言いますと60代以上が最も多く57.8%、次いで50代で16.7%、40代が8.6%、30代が6.3%、20代が6%、10代が3.6%、10代未満が1%となっており、年代が低くなるにつれ交付者が減ってきている状況でございます。

60代以上の方の申請が多い理由といたしまして、本人確認に使用します公的な身分証明書は、原則本人の顔写真がついている物の提示が求められます。顔写真のない身分証明書の場合は2点の提示を求められます。運転免許証を返納してしまった場合だと、顔写真がある身分証明書はパスポートや写真付きの身体障害者手帳、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカードなどがありますが、どれも持ち合わせてない場合につきましては、2点の提示を求められます。なお、会社での身分証明書や公の機関が発行した資格証明書で顔写真がついているものであっても、その証明書1点で良いとされていない場合もございます。健康保険証以外に身分を証明できる書類がないことから、1点の提示で身分を証明できるマイナンバーカードを取得するケースが多いものと考えるところでございます。

説明につきましては以上でございます。

◇議 長 1番、後藤委員。

◇後藤議員 はい、1番。1点目の大空町のマイナンバーカードの申請、交付状況については詳しく教えていただきました。ありがとうございました。

2点目について再質問させていただきたいと思います。取得促進を進めていただけるということですが、今回9月から始まるマイナポイントに対して、マイナポイント手続きスポットとして近隣市町村は予約支援、その中でマイキーID設定支援というのがあるそうなのですが、そういうことも受けるよ

うなことができるようですが、大空町も今後支援業務を行う予定はあるのか伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も十分承知しておりませんでしたので、今回のこの一般質問の中で確認させていただきました。

議員が言われますマイナポイントの受付スポット、管内でまだ設置していないのは私どもとその他2町村ということで、3つの中にうちが入っているということでございました。担当に確認しますと調査がありまして、今現在やってらっしゃいますかということだったので、まだやってないですがと言うと、やってないというランク付けでやっていないということでの公表になったようでございます。

そういったことでありましたので、今後、国がマイナンバーカードの取得を積極的に行うと、先ほど言いましたようにこの機会に町も併せて勧奨していこうということですので、今月中には、こういったスポットを作りまして、その交付の手続きのお手伝いするということをやっていきたいと考えてございます。具体的には写真が必要でございますので、そういったものの撮影でありますとか、またその書類の使い方、場合によってはパソコンやスマートフォンから申請もできますので、そういったものの操作、そういったものを町の職員がお手伝いをしながら設定をするというようなことをしていきたい、そういったことを町民の皆さんにPRをしていければと思ってございます。

先ほど言ったように、すぐさま町として独自のカードの活用というところには至りませんが、例えば今、一方で運転免許証の返納などの補助金を出しをお願いをしております、当初考えていたよりも多いような状況でございます。そういった方々に対して、こういったマイナンバーカードなどを併せてお手伝いをしながら、交付をさせていただくと。現在は作成する段階では無料ということでございますので、経済的な負担はありませんが、なかなか面倒だなと思われる向きもあるのではないかと思いますので、例えばそういった中で補助金は補助金としながら、こういったカードが身分証明書の代わりになりますよというようなものをお伝えしながら作らせていただくお手伝いをさせていただくというのも一つではないかなと考えているところでございます。今月中に設置をしてまいりたいと思います。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。申請に対して、スポット事業に対して、町のほうもいろいろ前向きに窓口を開設してやっていただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。

また、写真撮影におきましては、写真館もありますので、何か今すぐには私も気付かないですが、写真館二つと何かそこら辺ができるものがあるよう

であれば、やっていただければ幸いです。

今回この質問に至ったのはマイナポイントばかりではなくて、現在町内の事業者の皆さんは新型コロナウイルスに起因して経営に影響を受けていらっしゃると思います。商工会と連携を図っていただき、町民の皆様がこのマイナポイントを利用され、幾らかでも町内消費の一助となることを期待したいと思います。マイナポイントの利用がキャッシュレス決済であることから限られた方たちの利用に留まると思いますし、また、町内の事業者でキャッシュレス決済対応していない店舗が大半であるとも考えられます。

今回、昨日ですが国の2次補正予算が成立いたしましたして、地方創生臨時交付金として2兆円の増額が決定いたしました。臨時交付金の取り組みとしてキャッシュレス決済端末の普及に活用できるのか分かりませんが、観光も推進する大空町にとっても希望する事業者があれば、町としても商工会と連携を図りながら支援の検討なども図っていただければと思いますが、もしそれについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 昨日、国の2次補正予算が決定したということでございます。1次補正の折に1兆円規模の地方に対する地方創生臨時交付金というものが設定をされ、そのうちの7,000億円が具体的に地方単独事業としての配布となり、大空町には7,550万円という内示をいただいたところでございます。単純に2兆円になりましたから、これの倍ということではないだろうと。その後の議論の中では、実際に矢面に立って休業要請などを行った都道府県にもう少し厚く配分をするべきであるとか、また、医療機関などを運営している自治体などについての配分を厚くするだとかいう議論がありますので、幾らになるのかはまだ分かってございません。通知がない状況でございます。

ただ、私が思いますのは、1次補正のときに7,550万円でしたが約1億6,000万円程度の事業計画を出して、さらにこの議会も含めて提案をさせていただいている部分が多数ございます。当然、町も更に財源を出していかなければならないと。今回1次の補正予算で出た部分の7,550万円を超えた分については、今現在は町の単独費となっておりますが、この2次補正の予算が充てられれば、それはそれでありがたいと思っておりますが、ただ単にその財源に充てられればよいということではなく、この2次補正の予算というものは、今までの感染症の予防対策であるとか経済対策、生活支援対策以外に、次の新しい生活をどのように築いていくのか、そういうところに使わなければならない予算ではないかと考えてございます。ですので、先ほどもご答弁の中で言った新しい教育のあり方であるとか、生活のスタイルをどのように変えていくのかとか、例えば、ご商売のやり方もどういうところを工夫して、変えていくことによって、今後その新しい生活というのが見えてくるのか、そういうところを考えた内容の使い方をしていかなければならないのではないかなと思います。まだ具体的な内容にまでは至ってお

りませんが、そういったものの中に、今回、議員がご指摘いただいた新しい決済の仕方、そういったものも当然議論が出てくるのではないかと思います。具体的にそこまで踏み込めるかどうかはまだ分かりませんが、そういう視点を持って取り組んでまいりたいと考えてございます。

まずは国のマイナンバーカードの取得、そこを私どもも本気になって取り組んでいくというところからスタートさせていただきたい。併せて、その仕組みづくりについては、今後いろいろなアイデアがあれば、またご指導いただければ大変ありがたいなと思うところでございます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。最後になりますが、国はマイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築を推進しておりますが、現在のところマイナンバーカードのメリット及び必要性を余り感じないのが現状だとは理解できます。総務省の行政評価局企画課の資料、マイナンバーカード普及・利活用に係る積極的取組事例集では、一部の地方公共団体で先行的に取り組まれている活用事例を私も見ましたが、自治体の人口規模が大空町と明らかに違い、例えば大空町でマイナンバーカードを活用した行政サービスを行うとした場合に、住民の需要に対する費用対効果は疑問を感じざるを得ません。

しかしながら、今回のコロナ禍の報道などでは、経済界の方たちが、半ば強制的にデジタル化は進んでいくという発言をよく耳にするようになりました。町のご努力もあり情報通信基盤の整備、スマート農業の推進、教育の ICT 化など急速にデジタル化が図られていく大空町にとりまして、将来を見据えますと、道内でも先進的デジタル化が進んでいることは、移住、定住も含め、これからの時代には非常に魅力的な町になると思います。

現状ではマイナンバーカードの行政での利活用は考えられないと思いますが、時代の流れにより、マイナンバーカードを活用した行政サービスに移行するときに、先ほども取り組んでいただけるとはおっしゃっていただきましたが、スムーズに移行できることも鑑み、町としても町民のマイナンバーカードの取得に向けて、事務もなかなか混雑をしたりすることもあるかもしれないですが、前向きによろしくお願いいたしますと思います。

以上で質問終わります。

◇議 長 山下町長

◇町 長 マイナンバーカードではございませんが、過去に例えばコンビニエンスストアにおける納税の取り扱いとかを検討したことがございました。そうしますと、ほとんど私どもの町では口座振替になっていて、実際の徴収する額の、更にそのうちの一部がコンビニに収納され、いろいろ想定すると、大体年間 50 万円程度ではないかと、それでも利便性が高まるなと思った

ことがありましたが、そういったシステムを作るために100万円かかると言われて断念したことがございました。ひょっとしたら今時点では、いろいろな独自サービス考えてみても、先ほど言った単純に目の前に出された金額だけを見れば、極わずかの方々のために何がしかの経費をかけなければならないということで悩むときも出てくるのかと思います。

ただ、先ほど言われましたように社会の大きな流れの中で、場合によっては行政として社会的役割を担っていかなければならない場面もあるのではないかと感じます。具体的に、これからの検討ですから、どんなサービスが考えられるかというのは、まだまだ分かりませんが、そういったものは単純に費用対効果イコールだけではなくて、将来の在り方というところも踏まえて判断をしていかなければならないのではないかという気もいたしました。

これからはそういった取り組みも進めてまいりますので、その中でアイデアなどあれば、またご指導いただければありがたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

◇後藤議員 終わります。

◇議長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れ様でした。

(散会 午後 2時24分)

令和 2 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 2 年 6 月 1 8 日
- ・ 開 会 令和 2 年 6 月 1 8 日
- ・ 閉 会 令和 2 年 6 月 1 9 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博
2 番	三	條	幸 夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史 隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕 之	10 番	深	川		昇
5 番	原	本	哲 己	11 番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好 雄	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会	教 育 長
代 表 監 査 委 員	農 業 委 員 会	会 長	

副 町 長	福 祉 課 長	
総 合 支 所 長	福 祉 課 参 事	
会 計 管 理 者	産 業 課 長	
総 務 課 長	産 業 課 参 事	
総 務 課 参 事	建 設 課 長	
総 務 課 参 事	建 設 課 参 事	
移 住 ・ 定 住 推 進 室 長	住 民 福 祉 課 長	
住 民 課 長	総 務 課 主 査	

生 涯 学 習 課 長	高 校 ・ 認 定 こ ど も 園 推 進 室 長
生 涯 学 習 課 参 事	高 校 ・ 認 定 こ ど も 園 推 進 室 参 事

監 査 委 員 事 務 局 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和2年第2回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和2年6月19日（金） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 同意第5号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第3 同意第6号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第7号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第8号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第9号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第10号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第11号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第12号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第13号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第14号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第15号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第16号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第17号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第18号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第19号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第20号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第21号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第22号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第23号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第24号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第25号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第26号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第27号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第28号 大空町農業委員会委員の任命について

- 日程第26 議案第44号 物品の購入について
- 日程第27 議案第45号 物品の購入について
- 日程第28 議案第46号 財産の取得について
- 日程第29 議案第47号 財産の取得について
- 日程第30 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第31 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第32 議案第50号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第33 議案第51号 大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第34 議案第52号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第35 議案第53号 令和2年度大空町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第36 議案第54号 令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第55号 令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 発議第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第39 発議第10号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書
- 日程第40 報告第4号 債権の放棄について
- 日程第41 報告第5号 令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第42 報告第6号 令和元年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況について
- 日程第43 報告第7号 令和元年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について
- 日程第44 報告第8号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課長	鈴木章夫
総合支所長	田中信裕	福祉課参事	阿部雅浩
会計管理者	平田義和	産業課長	作田勝弥
総務課長	林敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	松川一正	建設課長	高島清和
総務課参事	塚原章裕	建設課参事	山本純生
移住・定住推進室長	秋葉暢康	住民福祉課長	阿部征弘
住民課長	星加政志	総務課主査	安念真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	高校・認定こども園推進室長	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井 上 透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 藤田 勉 事務局主幹 田 中 学

以上のとおり報告する。

令和2年6月19日

大空町議会議長 近 藤 哲 雄

(開会 午前10時00分)

◎開会、開議宣言

◇議長 おはようございます。

ただいまから、令和2年第2回大空町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において1番、後藤忍議員及び2番、三條幸夫議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 同意第5号から日程第25 同意第28号

◇議長 日程第2、同意第5号、大空町農業委員会委員の任命についてから日程第25、同意第28号、大空町農業委員会委員の任命についてまでの24件は、いずれも委員任命同意の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町長 ただいま一括上程されました、同意第5号から同意第28号の大空町農業委員会委員の任命につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在の農業委員会委員が本年7月19日に任期満了となりますことから、本年3月1日から3月31日まで、推薦、応募により募集を行ったところがあります。その結果、条例に基づく委員定数24名に対し、24名の方が推薦されました。その内容につきまして、大空町農業委員会委員選考委員会で審査を行い、全員が適任とされたところがあります。

本案件につきましては、今回推薦された24名の方を新たに農業委員会委員として任命いたしたく、ご提案を申し上げるものであります。

なお、個別の内容につきましては、担当者から説明をさせていただきます。
何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 議案書 1 ページでございます。同意第 5 号、大空町農業委員会委員の任命について。大空町農業委員会委員が、令和 2 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、次の者を委員に任命することについて議会の同意を求める。令和 2 年 6 月 18 日提出、大空町長、山下英二。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別西 5 条 3 丁目 6 番 5 号。氏名、福田重幸。生年月日、昭和 29 年 3 月 21 日。

以降、同意第 6 号から同意第 28 号につきましては、前段の文章を省略し、同意を求める者の住所、氏名、生年月日につきまして申し上げます。

なお、ご本人の経歴につきましては、お手元に配付してございます議会定例会参考資料の 1 ページから 47 ページに掲載してございます。併せてご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

次に 3 ページの同意第 6 号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴 533 番地の 6。氏名、増子昭雄。生年月日、昭和 39 年 4 月 16 日。

次に 5 ページの同意第 7 号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別大成 162 番地の 5。氏名、渡邊恵二。生年月日、昭和 42 年 11 月 27 日。

次に 7 ページの同意第 8 号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別中央 143 番地の 4。氏名、仲西政克。生年月日、昭和 51 年 5 月 27 日。

次に 9 ページの同意第 9 号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴大進 140 番地の 2。氏名、遠藤哲也。生年月日、昭和 45 年 10 月 11 日。

次に 11 ページの同意第 10 号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別住吉 850 番地の 1。氏名、高橋敬義。生年月日、昭和 42 年 4 月 1 日。

次に 13 ページの同意第 11 号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別本郷 226 番地の 32。氏名、伊藤博幸。生年月日、昭和 39 年 11 月 28 日。

次に 15 ページの同意 12 号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別豊里 416 番地。氏名、斎藤宏幸。生年月日、昭和 48 年 2 月 28 日。

次に 17 ページの同意第 13 号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別日進 25 番地 9。氏名、福田英信。生年月日、昭和 41 年 11 月 11 日。

次に 19 ページの同意第 14 号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴５６５番地の２。氏名、森英章。生年月日、昭和３８年１１月２６日。

次に２１ページの同意第１５号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別朝日２８６番地の４。氏名、佐野一義。生年月日、昭和３６年６月１８日。

次に２３ページの同意第１６号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴西倉１８３番地の２。氏名、真鍋剛。生年月日、昭和３７年１月２１日。

次に２５ページの同意第１７号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別大東１７番地。氏名、長尾照幸。生年月日、昭和３６年３月１６日。

次に２７ページの同意第１８号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別巴沢２４８番地の１。氏名、上田英樹。生年月日、昭和４３年３月２３日。

次に２９ページの同意第１９号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴山園２０４番地。氏名、佐久間仁。生年月日、昭和４４年１２月１４日。

次に３１ページの同意第２０号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別開陽２６６番地の８。氏名、渡辺誠。生年月日、昭和４２年１月２日。

次に３３ページの同意第２１号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別湖南９３番地の５。氏名、石田正俊。生年月日、昭和３６年１０月２３日。

次に３５ページの同意第２２号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴明生４０９番地の２。氏名、原本勝広。生年月日、昭和４７年１２月２８日。

次に３７ページの同意第２３号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別住吉４１８番地。氏名、森賀祐司。生年月日、昭和３７年３月２５日。

次に３９ページの同意第２４号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴千草７１番地の４。氏名、丹羽真治。生年月日、昭和３４年３月４日。

次に４１ページの同意第２５号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴新富２４４番地の６０。氏名、小川一浩。生年月日、昭和４９年３月１７日。

次に４３ページの同意第２６号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴福富１７９番地の２。氏名、岡本シゲ子。生年月日、昭和３０年３月３日。

次に４５ページの同意第２７号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別大東１６４番地の１４。氏名、石原せつえ。生年月日、昭和３３年２月３日。

次に４７ページの同意第２８号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴末広65番地の5。氏名、佐藤廣治。生年月日、昭和26年6月20日。

以上、24名につきまして、農業委員会委員として適任者であることからご同意を求めるものでございます。提案理由をご説明させていただきましたので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第5号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第6号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第6号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第7号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第7号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第8号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第8号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第9号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 9 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 10 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 10 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 11 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 11 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 12 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 12 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 13 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 13 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 14 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１４号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第１５号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１５号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第１６号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１６号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第１７号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１７号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第１８号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１８号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第１９号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１９号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第20号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第20号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第21号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第21号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第22号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第22号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第23号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第23号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第24号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第24号、大空町農業委員会の委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第25号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 25 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 26 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 26 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 27 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 27 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 28 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 28 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第 26 議案第 44 号

◇議 長 日程第 26、議案第 44 号、物品の購入についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 49 ページです。議案第 44 号、物品の購入について。

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。令和 2 年 6 月 18 日提出、大空町長、山下英二。

記、1、購入する物品の種類及び数量、水道メーター（更新用）。隔測電子式水道メーター 13 ミリ、373 台。隔測電子式水道メーター 20 ミリ、147 台。隔測電子式水道メーター 25 ミリ、22 台。隔測電子式水道メー

ター４０ミリ、４台。隔測電子式水道メーター５０ミリ、４台。隔測電子式水道メーター７５ミリ、１台。

２、購入の方法、指名競争入札。

３、購入の金額、６８６万５，２１０円。

４、購入の相手方、大空町東藻琴３９２番地１４、東陽設備有限会社、代表取締役、児玉利廣。

今回の購入する物品は、上下水道使用料金の算定をするためのメーター器の購入となっております。給水栓毎に設置するものでございます。更新につきましては、計量法に基づき８年ごとの更新が義務づけられていることから、購入するものであります。

購入に係る入札につきましては、令和２年６月２日に指名競争入札により実施し、６月３日に仮契約を行ったところであります。

納入期限につきましては、令和２年７月３１日としております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、有限会社ヤマニ・カシハラ、株式会社朝鳥商店、榊原工業所、株式会社朝鳥商店、東陽設備有限会社の５者により入札を執行いたしました。入札の結果、東陽設備有限会社が落札したところであります。

契約の金額は６８６万５，２１０円。うち消費税及び地方消費税の合計額は６２万４，１１０円となっております。

大空町議会定例会参考資料４９ページ下段に購入予定の隔測器とメーター器の図面を掲載しておりますので、ご参照願います。

なお、購入に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。２番、三條議員。

◇三條議員 はい、２番。教えてほしいのですが、メーター器の購入を今回されて、このメーター器はこれから取り替えを進めていくと思いますが、この業者が工事をするわけではなく、工事は改めて別に発注するということですか。

◇議 長 高島建設課長。

◇建設課長 三條議員の質問にお答えいたします。今回の案件につきましては、メーター器の購入でございます。取り替え工事につきましては、メーター器の購入に併せて発注を予定しております。以上です。

◇議 長 ２番、三條議員。

◇三條議員 はい、２番。このメーター器は今年度中に工事を行って、完了さ

せるだけのメーター器の量なのでしょうか。そこをもう一度お答えいただきたい。

◇議 長 高島建設課長。

◇建設課長 今回の購入物品につきましては、計量法に基づく8年の更新というところで説明させていただいておりますが、更新が必要な箇所のみで購入となっております。臨時的に交換が必要となるにつきましては、この契約の中には入ってございません。以上でございます。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時30分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。高島建設課長。

◇建設課長 説明に不足がございましたので、改めまして説明させていただきます。今回の案件につきましては、物品の購入のみとなっております。設置工事につきましては、これから物品の納品に併せて別工事で設置工事を発注予定となっております。以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第44号、物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第45号

◇議 長 日程第 27、議案第 45 号、物品の購入についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 51 ページです。議案第 45 号、物品の購入について。

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。令和 2 年 6 月 18 日提出、大空町長、山下英二。

記、1、購入する物品の種類及び数量、除雪ドーザ 1 台（13 トン級）。

2、購入の方法、指名競争入札。

3、購入の金額、3,245 万円。

4、購入の相手方、北見市東相内町 934 番地 3、北海道川崎建機株式会社北見支店、支店長、浅野明広。

現有車両は平成 11 年度に購入し、購入から 20 年が経過しております。重要部品の交換が必要となる修繕につきましては、メーカーからの部品供給が 15 年で終了していることから、修繕期間が長期となり、除雪体制に影響が出るため購入するものであります。

購入車両の配置は、東藻琴除雪センターを予定し、町道や公共施設の除排雪、土砂の積み込みや土砂撤去など年間を通して稼働することとなります。

計画的な更新を行うことにより、除排雪作業の効率を高め、除雪体制を維持し、年間を通し、道路交通網の確保に努めるものであります。

購入に係る入札につきましては、令和 2 年 5 月 19 日に指名競争入札により実施をし、5 月 20 日に仮契約を行ったところであります。

納入期限につきましては、令和 3 年 1 月 29 日としております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、日本キャタピラー合同会社北見営業所、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー北見支店、北海道運搬機株式会社北見支店、日立建機日本株式会社北見営業所、北海道川崎建機株式会社北見支店の 5 者に案内をしたところですが、2 者が辞退をし、3 者で入札を執行いたしました。入札の結果、北海道川崎建機株式会社北見支店が落札したところであります。

契約の金額は 3,245 万円。うち消費税及び地方消費税の合計額は 295 万円となっております。

大空町議会定例会参考資料 51 ページ下段に購入予定車両のカタログ写真を掲載しております。

北海道川崎建機株式会社は、日立建機日本株式会社北海道支社の販売代理店となっているため、日立建機日本株式会社が制作した車両が納入予定となっております。

納入につきましては、塗装や除雪装置などを装着し、期日までに納入を予定しているところでございます。

なお、購入に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第45号、物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第46号

◇議 長 日程第28、議案第46号、財産の取得についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書53ページです。議案第46号、財産の取得について。

次のとおり、財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、大空町長、山下英二。

記、1、取得する財産の種類及び数量、総合行政情報システム一式。

2、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業による譲渡。

3、取得の金額、1億494万円。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長、棚野孝夫。

5、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長、澤見正興。

今回の財産の取得につきましては、平成25年度に構築しました総合行政情報システムが7年を経過し、サポートが本年度で終了となりますことから更新するものです。

取得にあたりましては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用するもので、備荒資金組合が購入をし、その後、本町が譲渡を受けまして5年間で支払うものでございます。

なお、本件に関しましては、当初予算において債務負担行為としてお認めをいただいているものでございます。

また、事業執行に係る契約、納品など一連の事務につきましては、備荒資金組合から事務委任をされ、本町において行うものでございまして、6月2日に見積もり合わせを執行しております。既存のシステムをベースとした更新でありますことから、現行システムの契約相手方でありますアートシステム株式会社帯広支店1社との随意契約としていただいております。

6月15日に備荒資金組合とアートシステム株式会社において仮契約が締結されておりました、議決をいただきました後、本契約が締結されますが納入期限は11月30日の予定でございます。

なお、参考資料の53、54ページに更新するシステムの一覧を記載しておりますので、参考としていただければと思います。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。すいません、このページ、議案が抜けていて説明を受けましたが、中抜けされております。ちょっと入れていただければと思います。今、気が付いたのですが。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時41分)

(再開 午前10時42分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第46号に対しての質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 ちょっと教えていただきたいのですが、北海道市町村備考資金組合防災資機材譲渡事業とありますが、この中身、いろいろな使われ方をしていると思います。次の議案で出てくる学校の教材だとか、この防災資機材となっていますが、その事業の中身をちょっと教えていただければと思います。

◇議 長 林総務課長。

◇総務課長 まず備荒資金組合でございますが、組合に参画しております市町村、北海道につきましては全市町村が参画をしておりますが、災害による減収を補填しまして、災害応急復旧事業、その他災害に伴う費用に充てる積立金ですとか、さまざまな貸付事業なども行っているところでございます。

今回の防災資機材に関しましては、対象事業としましては、総合行政情報システムなど自治体が行うパソコンの購入ですとかシステムの構築、あるいは

は災害に要する車両の整備、そういったものについての譲渡に係る事業として設けられているものでございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第47号

◇議 長 日程第29、議案第47号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書55ページです。議案第47号、財産の取得について。

次のとおり、財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、大空町長、山下英二。

記、1、取得する財産の種類及び数量、東藻琴高等学校教育用端末等一式。

2、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業による譲渡。

3、取得の金額、1,576万3,000円。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長、棚野孝雄。

5、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方、大空町東藻琴319番地の2、合名会社松山東栄堂、代表社員、松山寛。

現在、東藻琴高等学校の情報処理室と職員室で使用しております端末等につきましては、情報処理室は平成24年度に整備、職員室は平成21年度に整備したものであり、情報処理室は8年、職員室は11年が経過しておりますことから、安定稼動に必要な性能を満たす端末等を更新整備するものであります。

取得にあたりましては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用するもので、備荒資金組合が購入をし、その後、本町が譲渡を受けまして５年間で支払うものでございます。

なお、本件に関しましては、当初予算において債務負担行為としてお認めをいただいているものでございます。

また、事業の執行に係る契約、納品等の一連の事務につきましては、備荒資金組合から事務委任され、本町において行うもので、６月２日に指名競争入札により実施をしております。

指名競争入札の指名の業者につきましては、有限会社児玉時計電化センター、文具のナカヤマ、合名会社松山東栄堂、岩原販売所、有限会社ササキ、有限会社ナカムラデンキ、有限会社山田電気、有限会社ヤマニ・カシハラの８者で、入札の結果、合名会社松山東栄堂が落札いたしました。

６月１５日に備荒資金組合と合名会社松山東栄堂において仮契約が締結されておりまして、議決をいただいた後、本契約が締結されますが、納入期限は９月３０日までの予定でございます。

なお、議会定例会参考資料５５ページに取得する物品の一覧を記載しておりますので、参考としていただければと思います。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第４７号、財産の取得についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４７号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３０ 議案第４８号

◇議 長 日程第３０、議案第４８号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 57 ページです。議案第 48 号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。令和 2 年 6 月 18 日提出、大空町長、山下英二。

記、1、契約の目的、開陽中央線改良工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、2 億 8 6 7 万円。

4、契約の相手方、吉井・ダイナ・山洋経常建設共同企業体、代表者、大空町女満別東陽 3 丁目 3 番 8 号、吉井建設株式会社、代表取締役社長、郷右近英宣。

開陽中央線は、女満別地区と東藻琴地区の連絡道路として重要な幹線道路であります。道道福住女満別線交差点から町道邑井線交差点付近まで約 1.3 キロメートルを平成 30 年度までに完成し、2 期工事の区間として町道朝日巴沢線交差点までの約 1.8 キロを令和元年度から着工しております。

今回の工事内容といたしましては、改良工事 6 2 1.44 メートルに係ります道路土工、排水構造物、路盤工、防護柵工、標識工、大型視線誘導標などを内容となっております。ほとんどの区間において現道の拡幅工事となっておりますが、急カーブの改良のため線形の改良を行います。

また、現道部分の工事につきましては、片側交互通行により実施いたしますが、一般車両に配慮するよう工事の方法等を検討してまいります。

工事に係る入札につきましては、令和 2 年 6 月 9 日に指名競争入札により実施をし、6 月 10 日に仮契約を行ったところであります。

完成工期につきましては、令和 3 年 1 月 25 日としております。

入札に係ります指名業者につきましては、株式会社丸田組、株式会社そうけん、船橋西川・南経常建設企業体、吉井・ダイナ・山洋経常建設共同企業体の 4 者により入札を執行いたしました。

入札の結果、吉井・ダイナ・山洋経常建設共同企業体が落札したところでございます。

契約の金額は 2 億 8 6 7 万円。うち、消費税及び地方消費税の合計額は 1,897 万円となっております。

大空町議会定例会参考資料 57 ページ下段に工事箇所図を掲載しておりますので、ご参照願います。

なお、工事に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第48号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第49号

◇議 長 日程第31、議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。田中総合支所長。

◇総合支所長 議案書59ページでございます。議案第49号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、大空町長、山下英二。

記、1、契約の目的、総合支所耐震補強・改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、1億2,914万円。

4、契約の相手方、船橋西川・河西経常建設共同企業体、代表者、網走郡大空町東藻琴290番地、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、支店長、小原博之。

工事の概要等につきましてご説明申し上げますので、議会定例会参考資料の59ページをお開き願います。上段に契約の概要、下段に工事概要を記載しております。

はじめに下段の工事概要ですが、東藻琴総合支所庁舎は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、塔屋1階からなり、延べ床面積は2,304平方メートルです。本庁舎は昭和54年に建設され築40年以上が経過し、外壁等の老朽化が著しく、また、平成30年度に実施した耐震診断調査の結果、耐震補強が必要となったことから、令和元年度に実施いたしました実施計画に基づき、耐震補強・改修工事を行うものであります。

主な改修の内容ですが、耐震補強工事のほか、屋上等の防水改修、外壁等の外部改修、会議室などの内部改修、煙突の改修、機械室の動力制御盤改修、

屋上ドレーンの配管改修などとなっております。

次に上段の入札契約の概要でございますが、請負に係る入札は令和２年６月９日に指名競争入札により実施し、６月１２日に仮契約を締結しております。

指名競争入札につきましては、ダイイチ・藤井経常建設共同企業体、船橋西川・河西経常建設共同企業体、三共後藤・斉藤経常建設共同企業体の３者で入札の執行をいたしました。入札の結果、船橋西川・河西経常建設共同企業体が落札したものでございます。

契約の金額は１億２，９１４万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は１，１７４万円となっております。

工期につきましては、契約の日から令和２年１２月１８日までの予定としております。

なお、当工事請負契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結する予定でございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第４９号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４９号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。
ここで１０分間休憩いたします。

（休憩 午前１０時５９分）

（再開 午前１１時０９分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 3 2 議案第 5 0 号

◇議 長 日程第 3 2、議案第 5 0 号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 6 1 ページでございます。議案第 5 0 号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 2 年 6 月 1 8 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 6 3 ページが改正条文でございます。

議会定例会参考資料 6 1 ページから 6 2 ページに大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を、6 3 ページから 6 5 ページに新旧対照表を掲載してございます。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料 6 1 ページをお開きください。

今回の改正における一つ目の改正は、大空町国民健康保険運営協議会からの答申に基づき、地方税法施行令の一部を改正する政令において、賦課限度額が基礎課税額で 2 万円、介護納付金課税額で 1 万円引き上げられたことに伴い、賦課限度額の引き上げを行うものでございます。なお、令和 2 年度の所得割、平等割、均等割の保険税率につきましては据え置きすることといたしました。

項目、課税額について、関係条文につきましては第 2 条第 2 項でございます。基礎課税額賦課限度額を 6 1 万円から 2 万円引き上げ 6 3 万円とするものでございます。また、関係条文第 2 条第 4 項につきましては、介護納付金課税額賦課限度額を 1 6 万円から 1 万円引き上げ 1 7 万円とするものでございます。

国民健康保険税の減額について、関係条文は第 2 1 条でございます。賦課限度額の引き上げに伴い、所要の規定を整備するところでございます。内容につきましては、先ほど申し上げました第 2 条第 2 項及び第 4 項の改正と同様に基礎課税額賦課限度額を 6 1 万円から 2 万円引き上げ 6 3 万円に、介護納付金課税額賦課限度額を 1 6 万円から 1 万円引き上げ 1 7 万円とするものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行といたします。

適用区分につきましては、附則第 2 項でございます。令和 2 年度以後の国民健康保険税から適用し、令和元年度以前の国民健康保険税は従前の例によることとさせていただきます。

参考資料 6 2 ページをご覧ください。二つ目の改正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険税の減免を行うこととされ、さらにその現年分が国の財政支援の対象となりますことから、国民健康保険税の減免の取り扱いを規定するために、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例について、関係条文につきましては附則第 1 7 号でございます。条例において減

免の申請は納期前7日までに申請しなければなりません、その規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定程度減少した被保険者等に対しまして、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている国民健康保険税の全部または一部について減免することを規定するものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 国民健康保険税条例の改正ということですが、限度額が61万円から63万円、16万円から17万円に引き上げたということでございますが、今の国保会計の現況、限度額を上げなければならない状況下にあるのか、そこを詳しく説明していただければと思います。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 ご質問にお答えいたしたいと思います。限度額につきましては、資料を持ち合わせているのが平成27年度から令和2年度まで国の政令に基づく限度額の改正がございまして、それに基づき、町も同じように改正した経過がございまして、例年、限度額の改正をしておりますことから今年度におきましても、同じような形で限度額の改正を提案させていただいたところでございます。

◇議 長 山下町長

◇町 長 私から改定の基本的な考え方を申し上げたいと思います。

現在は北海道が一つになりまして、国保会計を運営されています。大空町におけるこの納付しなければならない額というのが示されます。そのような中で税率を改定するかどうかということではありますが、先ほど参事が申しましたとおり、限度額については国の限度額が改定されることに伴って、私どもの町はずっとそのことを踏襲して上げてきているという状況にあります。もし今回上げた中で、さらに北海道が求めている金額よりも多く集まるということであれば、当然一方の税率の方を下げなければならないと思っております。

そのような中で今回試算をいたしましたところ、税率を上げること、さらに必要額を賄うこと、そのところがほぼ一致したということで、税率については上げも下げもしないということの判断をいただいたところでございます。

そういった内容について、国民健康保険運営協議会にお諮りをし、そういったやりくりの状況を説明した中で、今回は限度額の改定のみというご答申をいただいたということでございます。

私も事前に説明を受けたときに、もしこれで集まり過ぎるといいましょうか、北海道が求める額以上のものが、皆さんからご負担いただけるということであれば税率を下げなければならない。そこのところどうなのだというところで確認をいたしました。が、ほぼ同一金額になるということから、今回は下げるところまでは至らなかったということでございます。ぜひご理解を賜ればと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第50号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第51号

◇議 長 日程第33、議案第51号、大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書65ページでございます。議案第51号、大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年6月18日提出、大空町長、山下英二。

議案書67ページが改正条文でございます。

議会定例会参考資料67ページに大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載してございます。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、参考資料67ページをお開きください。

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の一つとして、後期高齢者医療において新型コロナウイルスに感染する等した被用者に傷病手当金

を支給した場合、支給額全額を国が特例的に財政支援することになってございます。これに伴いまして、北海道後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療に関する条例等が改正され、傷病手当金に関する条文が追加されたところでございます。

町におきまして行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出が受け付けを5月の臨時会において、条例第2条第8号に追加し、改正したところでございますが、改正条文に一部誤りがあったことから、改めるものでございます。

改正の内容といたしましては、条例第2条第8号中、後期連合条例を広域連合条例に改めるものでございます。附則、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号、大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第52号

◇議 長 日程第34、議案第52号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書69ページです。議案第52号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年6月18日提出、大

空町長、山下英二。

議案書 71 ページが改正文でございます。

お配りしております定例会参考資料 69 ページに介護保険条例の一部を改正する条例の概要を、70、71 ページには新旧対照表を掲載しております。

概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料の 69 ページをご覧ください。

今回の改正は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、介護保険料の減免を行うこととされ、さらにその減免分が国の財政支援の対象となりますことから、介護保険料減免の取り扱いを規定するために介護保険条例の一部を改正するものでございます。

項目欄、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例、関係条文は附則第 8 条ですが、条例では減免の申請につきましては納期限の 7 日前までに申請しなければなりません、その規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限、特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日が設定されている介護保険料の全部または一部について減免することを規定いたします。この改正は、公布の日から施行いたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 52 号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 35 議案第 53 号

◇議 長 日程第35、議案第53号、令和2年度大空町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書73ページです。議案第53号、令和2年度大空町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度大空町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,951万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億3,666万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

一時借入金。第3条、一時借入金の借入れの最高額に1,000万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を23億600万円とする。令和2年6月18日提出、大空町長、山下英二。

75ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。15款、国庫支出金に1億250万円追加、16款、道支出金に5,269万6,000円追加、17款、財産収入に52万2,000円追加、19款、繰入金に6,144万1,000円追加、21款、諸収入に146万円を追加、22款、町債に1,090万円を追加、歳入合計は2億2,951万9,000円を追加し、109億3,660万2,000円とするものです。

76ページをお開き願います。歳出です。2款、総務費に1,530万円追加、3款、民生費に578万1,000円追加、4款、衛生費に2,286万6,000円追加、6款、農林水産業費に5,674万円を追加、7款、商工費に2,915万円追加、8款、土木費に200万円追加、9款、消防費に125万1,000円追加、10款、教育費に9,643万1,000円追加、12款、職員給与費は財源の振替えのみで補正額はございません。歳出合計は2億2,951万9,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

77ページです。第2表、地方債補正、1、追加です。GIGAスクール事業債は、情報通信技術を活用した教育環境の整備充実を図るGIGAスクールの実施にあたりまして、通信ネットワークの構築に係る財源として地方債を借り入れるため、限度額1,090万円を追加するものです。

学校教育施設等整備事業債を予定しており、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、84、85ページをお開き願います。

2款1項7目、新型コロナウイルス感染症誘致企業対策事業、18節、大空町誘致企業等経営持続発展応援金に1,500万円の追加は、新型コロナウイルスの影響により事業収入が減少している資本金1億円を超える企業等

に對しまして最大200万円を交付するものです。

12目、交通安全対策費、7節、高齢者運転免許自主返納報償金に30万円の増額は、現行10件分の予算を計上しておりますが、それを上回る見込みでありますことから、さらに10件、30万円を追加するものです。

3款1項1目、高齢者等移動支援事業に総額528万円の追加は、高齢者等がタクシーを利用する場合に、運賃の一部を助成する本事業につきまして、新型コロナウイルス対策の観点から、福祉タクシー券5枚、外出支援タクシー券3枚をそれぞれ追加交付するものです。

2項3目、東藻琴保育園管理運営費、17節、備品管理費に50万1,000円の追加は、東藻琴保育園に空気清浄機3台を整備するものです。

4款1項2目、母子保健事業、18節、妊産婦の健康診査等交通費助成金に74万4,000円の追加は、妊産婦の安心した出産などを支援するため、健診に係る交通費を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症対策事業の10節、消耗品149万3,000円、11節、役務費に27万2,000円の追加は、防護服、マスク、消毒剤など衛生消耗品のほか、住民周知に係る費用でございます。

14節、公共施設自動水栓化等工事1,500万円の追加は、公共施設トイレ手洗いの水栓や照明の自動化を図るものです。

18節、医療機関等支援補助金に480万円の追加は、医療機関などの安定的な事業継続を支援するため、補助率10分の10、従業員数に応じまして、最大10万円から100万円交付するものです。

2項2目18節、浄化槽維持管理費助成金に55万7,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている浄化槽設置者に対して助成金を交付し、適正な維持管理を図るもので、10件分を見込んでおります。

86、87ページをお開き願います。6款1項3目18節、農業振興一般事務費の地場産品開発販路拡大事業補助金に312万4,000円の追加は、めまんべつ産業開発公社による地場産品を活用した新たな商品の開発や販路拡大事業などを補助するものです。

次の畑作構造転換事業補助金5,161万6,000円の追加は、てんさいの風害対策、豆の省力栽培、ジャガイモシストセンチュウの抵抗性品種導入など、女満別町農業協同組合が行う事業に対する間接補助です。

5目14節、大成地区農業用用水施設移設工事に200万円の追加は、道道福住女満別線改良工事に伴う畑地かんがい施設の移設工事費でございます。

7款1項1目、商工会補助金の18節、販売促進事業補助金370万円の減額は、予定しておりました歌謡ショーが新型コロナウイルスの影響によりまして中止となったことによるものです。

次の新型コロナウイルス感染症経済対策事業、7節、大空町乗合バス運行継続協力金に100万円の追加は、生活路線バスを運行する交通事業者に対して、1事業者あたり50万円を交付し、運行の継続を図るものです。

12節、芝桜公園環境整備業務委託料に300万円の追加は、事業者の厳しい経営状況による雇い止めなどの懸念を踏まえまして、芝桜公園の環境保

全に係る業務を委託発注しまして、雇用の創出と公園の整備を図るものです。

18節、大空町飲食店応援商品券事業補助金に100万円、プレミアム商品券事業補助金に800万円の増額は、既に実施しております事業ではありますが、追加の第2弾として取り組むものでございます。

大空町商工業持続化支援事業補助金に900万円の増額は、当初70件分を見込んでおりましたが、不足が生じますことから30件分を追加するものです。

大空町貸切バス事業者緊急支援金に335万円の追加は、旅行者が減少し、深刻な影響を受けております貸切バス事業者に対しまして、大型車1台あたり10万円、中型以下は5万円を交付するものです。

次の大空町宿泊支援事業補助金に250万円の追加は、町内のホテルなど宿泊施設を利用される方に1人1泊、町民は5,000円以内、町民以外は2,000円以内を助成し、施設の利用促進を図るもので、オホーツク大空町観光協会に補助金を交付して事業を行います。

大空町特産品販売促進事業補助金に500万円の追加は、地域特産品の販売を促進して、事業者の売上回復を図るため、商品発送に係る送料分を助成するもので取り扱い数量2,500件分を見込んでおります。

8款2項2目10節の町道維持補修事業、修繕料に200万円の追加は、東藻琴除雪センターに配置をしております散水車のエンジンが故障しましたことから、修繕に要する経費でございます。

9款1項5目10節、災害対策事務費消耗品に125万1,000円の追加は、災害時における避難所の開設、運営にあたり、感染症対策としまして、マスクや消毒液などの衛生消耗品のほか、ダンボールベッドなどを購入し備蓄するものでございます。

88、89ページをお開き願います。10款1項2目18節、女満別高等学校町立移管記念事業協賛会補助金に100万円の追加は、女満別高校の町立移管に伴う記念事業の実施に係る経費に対する補助でございます。

次のGIGAスクール事業、10節、消耗品費5万5,000円、11節、インターネット回線契約事務手数料7,000円、12節、情報機器設定業務委託料1,388万4,000円、13節、インターネット回線接続料13万9,000円、14節、校内通信ネットワーク整備工事2,361万9,000円、17節、情報機器4,441万3,000円、総額8,211万7,000円の追加は、GIGAスクール構想の実現に向けまして、校舎内の通信網整備、端末機器の購入などに要する費用でございます。

3目18節、困窮学生支援金に500万円の追加は、町の奨学金貸付を受けている方などに対しまして10万円を支援し、就学の継続を後押しするものです。

4項1目、東藻琴高等学校功労者表彰式事業に総額39万円の追加は、来年2月に予定をしております東藻琴高校の功労者表彰式開催に伴う記念品などの経費でございます。

2目、高校魅力化推進事業に総額525万1,000円の追加は、来年4月に開校する大空高等学校のPRに要する消耗品、銘板、校章の設置工事、

校旗等の管理備品に係る費用でございます。

５項１目１７節、東藻琴幼稚園管理費に７４万８，０００円の追加は、東藻琴幼稚園に空気清浄機４台を整備するものです。

議案書９０、９１ページをお開き願います。６項４目１７節、図書館管理費の管理備品に１９２万５，０００円の追加は、図書の消毒器２台を購入し、東藻琴、女満別の両図書館に設置するものです。

１２款１項２目、会計年度任用職員費は、一般財源としておりました１６７万円が国の地方創生臨時交付金として措置されることによります財源の振替えです。

続きまして、歳入の説明をしますので、８２、８３ページをお開きください。

１５款２項５目４節、公立学校情報機器整備費補助金に１，６０２万円の追加は、歳出でご説明申し上げましたＧＩＧＡスクール事業における情報機器端末の導入に係るもので、次の公立学校情報機器情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は校舎内の通信ネットワーク環境の整備に係る財源とするものです。

６項１目１節、地方創生臨時交付金に７，５５０万円は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、地域経済や住民生活の支援など地域が取り組む対策事業に係る国からの交付金でございます。

１６款２項２目４節、保育対策総合支援事業補助金に５０万円の追加は、東藻琴保育園に整備する空気清浄機の財源とする補助金です。

３目１節、妊産婦安心出産支援事業補助金に８万円の追加は、妊産婦の健診などにかかる交通費助成の北海道補助金です。

４目１節、畑作構造転換事業補助金に５，１６１万６，０００円の追加は、女満別町農業協同組合が行う豆の省力栽培などに係る補助金です。

６目４節、教育支援体制整理事業費交付金に５０万円の追加は、東藻琴幼稚園に整備する空気清浄機の補助金です。

１７款１項２目１節、出資配当金に５２万２，０００円の追加は、網走地区森林組合に対する出資金に配当があったものでございます。

１９款１項１目１節、財政調整基金繰入金７，４１４万６，０００円の追加は、今回の財源調整のために繰り入れるものです。

５目１節、地域振興基金繰入金から１，３８２万円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策事業などに係る財源として繰り入れしておりましたが、国から地方創生臨時交付金が措置されますことから振り替えて減額するものです。

６目１節、学校教育施設建設基金繰入金に１１１万５，０００円の追加は、大空高等学校の銘板、校章の設置工事に係る財源として繰り入れるものです。

２１款４項１１目１節、大成地区農業用用水施設移設補償費に１４６万円の追加は、歳出でご説明させていただきました道道福住女満別線改良工事に伴う畑地かんがい施設の移設補償費でございます。

２２款の町債につきましては、第２表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

先ほど説明の中で議案書73ページ、第1条のところで、歳入歳出予算の総額を109億3,666万2,000と説明させていただきましたが、109億3,660万2,000の誤りでございますので、訂正させていただきます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。何点かお聞かせいただきたいと思います。

85ページ、18節の大空町誘致企業等経営持続発展応援金の中身を具体的に、もう一度説明お願いしたいと思います。

13節、福祉タクシーの借上料、外出支援タクシーは、現行と同じような内容で解釈してもいいのかどうか、そこをちょっと説明お願いしたいと思います。

87ページ、18節、畑地構造転換事業の事業内容をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

同じページ、18節の大空町プレミアム商品券事業補助金の説明を再度お願いしたいと思います。

それから89ページ、11節の高校魅力化推進事業について、聞きそびれたものですからもう一度お願いしたいと思います。

以上よろしくお願いいたします。

◇議 長 松川総務課参事。

◇総務課参事 三條議員より、大空町誘致企業等経営持続発展応援金について、具体的にもう少し詳しく説明してほしいという質問をいただきましたので、ご答弁させていただきます。

大空町誘致企業等経営持続発展応援金の目的、内容についてであります。国における地方税の特例措置に関し、資本金額1億円以下の中小企業等に関しましては、減収の率に応じ固定資産税が2分の1もしくは全額軽減を受けることとなっております。しかしながら、資本金額が1億円を超える企業については、国の支援策の対象から除外されているところでございます。

そこで大空町内に事業所の設立届出書を提出されている資本金1億円を超える誘致企業等に対して、町として将来にわたる経営持続のため、さらには新型コロナウイルス収束後における今後ますますの発展のため、その一助としていただく目的で大空町誘致企業等経営持続発展応援金を交付してまいりたいと考えております。

内容につきましては、新型コロナウイルスの影響で令和2年2月から同年10月までのいずれか連続した3カ月間の事業収入が前年同期間と比較して30%以上減少している事業者に対し、令和2年度の土地を除く固定資産税額の2分の1、200万円を限度として交付するものであります。

なお、大空町内に事業所の設立届出書を提出している企業で資本金の額が1億円を超える事業所数は15事業所ありまして、このうち9事業所が30%以上の事業収入が減少になるものと想定して、1,500万円を補正予算として提案させていただいているところでございます。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 二つ目の高齢者等移動支援事業の件につきましてご説明申し上げたいと思います。

町内の75歳以上の高齢者及び重度心身障がい者の方に対しまして、コロナウイルス感染症防止の観点から、多人数が密閉空間で利用する公共交通機関ではなくタクシーを使っただき、移動におけます感染リスクを下げることで、重傷化しやすい高齢者等に配慮しまして、安心して移動ができるよう、令和2年度に限りましてタクシー券及び外出支援タクシー券を交付するものでございます。

こちらにつきましては、従来交付してございます福祉タクシー券及び外出支援タクシー券とは別にそれぞれ福祉タクシー券を5枚、外出支援タクシー券を3枚追加して交付するものでございます。

併せまして乗り控えなどで観光に伴います売上等が落ち込まれるタクシー業界についても支援をするというようなことで今回、提案をさせていただいたところでございます

使用期限につきましては、令和2年12月31日までということで、早目に使っただき、タクシー業者のほうの支援ということでお使いただきたいとに考えてございます。

以上でございます。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 私から三つ目の畑作構造転換事業と大空町商工会プレミアム商品券について、2点ご説明をさせていただきます。

まず、畑作構造転換事業補助金でございますが、事業の概要といたしましては、先進的な生産技術や作業体系の導入に向けた取り組みを総合的に支援するものでございまして、新技術の導入、輪作体系の適正化などに対する支援でソフト事業となっております。

事業内容でございますが、三つございまして、一つはてん菜の風害、湿害、軽減技術の導入のために、畝間への盛り土施工やカットソーラーによる穿孔暗渠の実施をするものでございます。二つ目はジャガイモシストセンチュウの抵抗性品種の作付けの拡大に対して、助成するものでございます。三つ目につきましては、大豆や小豆の豆類の密植、株間を狭めるということでございますが、この栽培に対して支援するものでございます。

事業費といたしましては、予算のとおり5,161万6,000円の事業費となっております、面積に対して定額の交付ということになってござい

ます。3点目についての説明は以上でございます。

4点目の大空町プレミアム商品券の事業補助金でございますが、プレミアム率につきましては、第1弾と同じ25%でございます。額面500円の商品券25枚つづりのもの1万2,500円分をワンセットといたしまして、1万円で販売するものです。

販売のセット数は3,320セット販売する予定でございます。

販売日は7月5日を予定しておりまして、有効期限は9月30日を予定してございます。

商品券の事業内容については以上でございます。

◇議 長 友西高校・認定こども園推進室参事。

◇高校・こども認定推進室参事 私のほうから最後の質問であります高校魅力化推進事業の内容につきまして、答弁させていただきたいと思います。

高校魅力化推進事業につきましては、来年4月に開校いたします大空高校の開校準備にかかる予算でございます。内容といたしましては、需用費の消耗品費につきましては、大空高校のPR経費で懸垂幕などのようなものを作りまして、住民の方に周知を図っていくための経費でございます。修繕料につきましては、高校の校舎ステージにあります縁台の校章を取りかえる経費でございます。

二つ目の工事請負費の学校銘板・校章設置工事につきましては、校門にある学校の校名、校舎に付けております校章を取り替える工事でございます。

最後の備品購入費につきましては、開校準備に係ります校印・校旗、校歌のパネル等を準備させていただく経費でございます。

以上でございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。プレミアム商品券の補助金のことについて再度質問させていただきます。

商品券はそれなりに効果があると思いますし、反対するものではないですが、1人5セット購入されると、割り返すと664人の方のみということになるのですね、人数でいうと。

今まではすぐ売れてしまい、売り切れ御免ということで、事業そのものは皆さん、こぞって反対しているわけではないのですが、補助金で対応するのに今の方法でいいのかどうかということですが、例えばいろんな方法があると思うのですが、商工会で一生懸命考えていただいて今の方法を取り入れたのだと思いますが、手間は掛るけども例えば抽選等で行うとか、事業そのものが商工業者の応援事業ではありますが、住民の目線で見るときに公平かどうかということを検証しながら事業をやっていただくことを望みたいと思います。

それでもう一つお聞きしたいのは、昨年と今年度、補助事業でどういう業

種にどういう割合で使われているのかをお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 三條議員からプレミアム商品券の販売方法に対するご質問かと思いますが、第1弾につきましては、1, 200セット販売させていただきまして、販売につきましては30分足らずということで終了したということでございますが、今回につきましては3, 320セットということで3倍弱のセット数を販売するということもございまして、不公平感ということもございまして、商工業者に対する経済的支援ということ、経営安定のために消費拡大の商品券の販売ということですので、ご理解を賜りたいと思います。

また、販売の状況でございますが、ただいまちょっと手元に資料がございませんので、後ほどご答弁をさせていただきたいと思います。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。商工業者の方の応援事業ということは十分承知しております。ただ、並んで買いに来られない方も相当数いるのですよね。並んではいいけれど売り切れてしまいましたということで、今回の数を増やしたからそれでいいでしょうということでなくて、今後のこともありますから、どういう方法が本当に商工業者の皆さんのためにもなり、かつ、一般住民の方に不公平感を抱かれないような方法を是非検討していただきたいと思います。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 どのような方法があるのか、商工会とも相談してみまして、可能な方法があれば検討してみたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。それでは高校の魅力化事業について、これから新設高校も含めて、いろいろな事業が次から次へと予算計上されてくるのですが、できれば、表にして、おおよそこれから移行に伴う経費等はこういう形でかかるよと、固まっていないものも当然あると思いますが、こうやって小刻みに出てくるのではなく、一覧表で新設校移行に係る経費はトータルでこれくらいになるというものを整理して、住民の方にもお示しすべきであると思います。是非その辺よろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 村山高校・認定こども園推進室長。

◇高校・認定こども園推進室長 はい、三條議員の質問にお答えをいたします。

トータルの新設校開校後の経費につきましては、現在積算中でございます。今年度中にその概要について説明をする必要があると感じております。

また、今回の補正予算の計上につきましては、一般的に開校に必要な最低限の経費をとということで計上させていただいているところでございます。

大空町の高校の新設に係る業務につきましては、大きく三つのセクションに分かれていると考えております。

一つ目は学校設置に係る業務。これにつきましては、北海道教育委員会の認可の申請や条例改正等がそれにあたるもので、これらに関しては令和3年の3月までに必ず終えなければならない必須の業務と考えております。

二つ目は新たに編成した教育課程でどのような授業や手法をとっていくかという教育の根幹に係る部分。この点につきましては、新しい高校の重要な部分になりますので、中期的な視点で2、3年をかけて重点的に取り組むべき事項と考えております。

三つ目は新設校を支援し、魅力を高める業務。これにつきましては公設塾の運営、教育寮としての機能確立や地域との連携など。これにつきましては開校後、入学生の状況などを踏まえながら検討していく部分かと思っております。

推進室としましては、これらの業務の優先順位や必要に応じた取捨選択など判断しながら、段階的にプロジェクトを進めていくと考えております。そうしたことから、全てのものが今年度に決定される訳ではなく、継続的な検討や段階的なコンセンサスが必要だと考えております。本来であれば、当初予算に全てのものを計上したうえで、計画的に事業執行に努めるべきとの認識はございますが、必要に応じて止むを得ず補正予算で要求させていただきたく場面もあろうかと思えます。その際はあらかじめ理由等の説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号、令和2年度大空町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第５３号、令和２年度大空町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時といたします。

（休憩 午前１１時５９分）

（再開 午後 １時００分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの議案第５３号における質疑に対しての答弁を求めます。

作田産業課長。

◇産業課長 先ほど三條議員から質疑をいただきましたプレミアム商品券の販売の実績、換金の実績でございますが、それに関しましてご答弁させていただきます。

昨年のプレミアム商品券ですが、実績の多い業種でいいますと、食料品の小売業が約５１％、燃料等の小売りが１５％、家電等小売りが８％、衣類等が５．２％の実績となっております。

また、今年実施しました商品券でございますが、まだ回収が６０％ということでございますが、それに関しましては、食料品が５１％、燃料が１７％、家電が６％、衣類等の小売りが８％ほどとなっております。

以上説明とさせていただきます。

◎日程第３６ 議案第５４号

◇議 長 日程第３６、議案第５４号、令和２年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書９３ページでございます。議案第５４号、令和２年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）。

令和２年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，０４７万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１２億２，０９９万７，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

令和２年６月１８日提出、大空町長、山下英二。

議案書９５ページでございます。第１表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款、国民健康保険税に１，５５６万円を追加し、４款、繰入金から５０８万３，０００円を減額し、歳入合計は１，０４７万７，０００円を追加し、１２億２，０９９万７，０００円とするものでございます。

96 ページをお開き願います。歳出でございます。7 款、国民健康保険事業費納付金は財源振替えのため補正額はなし。8 款、諸支出金に1,047 万7,000 円を追加し、歳出合計は1,047 万7,000 円を追加し、12 億2,099 万7,000 円とするものでございます。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので、102 ページ、103 ページをお開き願います。

7 款1 項1 目につきましては、保険税の増額に伴う財源振替えでございます。

8 款1 項2 目、償還金の2 2 節、償還金利子及び割引料に1,047 万7,000 円の追加は、前年度における道支出金において交付申請額が実績報告額より多かったため、本年度において返還金として支出するためのものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、100 ページ、101 ページをお開きください。

1 款1 項1 目1 節、医療給付費現年課税分に1,113 万3,000 円の追加、2 節、介護納付金現年課税分に173 万5,000 円の追加、3 節、後期高齢者支援金現年課税分に269 万2,000 円の追加は、本年4 月1 日現在の国民健康保険加入者をもとに最新の住民税の情報により試算し、さらに軽減基準額の改正及び先ほど議案第50 号で承認いただきました賦課限度額の改正により試算した結果に基づき追加するものでございます。

4 款2 項1 目1 節、国民健康保険基金繰入金から508 万3,000 円の減額は、保険税の増額に伴い基金繰入金を減額したものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54 号、令和2 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2 号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第54 号、令和2 年度大

空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３７ 議案第５５号

◇議 長 日程第３７、議案第５５号、令和２年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書１０５ページでございます。議案第５５号、令和２年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）。

令和２年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億１，１８０万９，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

令和２年６月１８日提出、大空町長、山下英二。

議案書１０７ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入です。３款、国庫支出金に２０万８，０００円を追加、歳入合計は２０万８，０００円を追加し、８億１，１８０万９，０００円とするものです。

１０８ページをお開きください。歳出です。５款、諸支出金に２０万８，０００円を追加、歳出合計は２０万８，０００円追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出からご説明しますので、１１４、１１５ページをお開きください。

歳出です。５款１項１目２２節、償還金利子及び割引料、第１号被保険者保険料還付金及び還付加算金に２０万８，０００円の追加は、先ほど議案第５２号でご承認いただきました大空町介護保険条例の一部改正に関連する予算で、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対する介護保険料の減免を行うにあたり、令和２年２月１日から同年３月３１日までの間に納期限が設定されております介護保険料について、これは前年度分の歳入でありますことから、還付の処理ができないため、歳出予算に追加をするものでございます。

続いて歳入の説明を申し上げますので、１１２、１１３ページをお開きください。

３款２項１目２節、特別調整交付金に２０万８，０００円の追加は、歳出でご説明申し上げました保険料の減免に伴う還付金につきまして、その全額が国から交付されるものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第55号、令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第38 発議第9号

◇議 長 日程第38、発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。5番原本哲己議員。

◇原本議員 はい、5番。議会側議案書1ページをお開きください。
発議第9号。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和2年6月19日提出。提案者は、大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員であります。

3ページでございます。この要望の内容であります。人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要となっております。このことから、記以降の事項の実現を要望するものであります。

記、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛でございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第39 発議第10号

◇議 長 日程第39、発議第10号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。5番、原本哲己議員。

◇原本議員 はい、5番。議会側議案書5ページをお開きください。

発議第10号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和2年6月19日提出。提案者は大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齊藤、後藤の各議員であります。

7 ページでございます。この要望の内容であります、我が国の農業においては、相次ぐ大型自由貿易協定の発効や頻発する自然災害、この度の新型コロナウイルス感染症など様々なリスクが発生し、農村地域においても今後の地域再生に向けた取り組みが必要とされています。

そうした中、3 月末に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、今後 10 年間の指針が示されました。低迷する食料自給率を底上げし、国内農産物の生産を増やすことで、食料安全保障を実現するためには、基本法の理念に基づいた地域政策が重要であり、実効性がある政策の確立が急務となっております。このことから、記以降の事項の実現を要望するものであります。

記、1、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについての十分な政策支援を講じること。また、基幹産業である農業への政策として、農地の維持などの日本型直接支払いの拡充・強化や地域社会の維持・活性化に繋がる新たな政策支援を講じること。

2、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な施策を講ずること。また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化・所得保障の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。

3、家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣宛でございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 10 号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第10号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第40 報告第4号

- ◇議 長 日程第40、報告第4号、債権の放棄についてを議題とします。
山下町長から、お手元に配付しているとおり、債権の放棄の報告がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

- ◇住民課長 議会提出議案9ページの報告第4号でございます。

令和元年度の債権の放棄につきましては、大空町債権管理条例第17条第2項の規定に基づき、議会にご報告申し上げます。

議案書11ページは、令和2年5月27日付けで町長から議長へ提出いたしました公文書でございます。

内容につきましては、一覧表でご説明させていただきますので、議案書13ページをお開き願います。

令和元年度債権放棄一覧表です。令和元年度の債権放棄件数は1件でございます。表の左から、番号1、債権の名称、水道料。放棄の金額、1万5,660円。放棄年月日、令和2年3月31日。放棄の事由、大空町債権管理条例第17条第1項第4号に該当。徴収停止後履行させることが困難。債務者数は3名であります。

債務者3名につきましては、平成26年度から28年度にかけての水道料、合計1万5,660円を滞納しており、この間、督促状を送付のほか、電話催促や訪問、面談等を実施しておりました。

しかし、現在3名とも町外で居住しており、本人と折衝することができず、また、債権額が少額で徴収に要する費用に満たないと判断し、平成31年3月に徴収を停止したところでございます。徴収停止後1年を経過しましたが、今後においても履行させることが困難であると認められたものであります。

以上、報告第4号、債権の放棄についてのご報告とさせていただきます。

- ◇議 長 これで債権の放棄については終わります。

◎日程第41 報告第5号

- ◇議 長 日程第41、報告第5号、令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、令和元年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇**総務課長** 議会提出議案書 15 ページでございます。報告第 5 号、令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について。

繰越明許費は、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用する歳出予算であり、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものです。

17 ページにつきましては、6 月 1 日付けでの町長から議長への送付文でございます。

19 ページをお開き願います。令和元年度大空町一般会計繰越明許費繰越計算書です。国の補正予算などにより実施する事業として、令和元年度内に事業が完了しないため、繰越明許費として議決をいただいた事業でございます。

6 款 1 項、産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、国の補正予算により整備する甜菜種子乾燥施設に要する 7,589 万円を繰り越したものです。

次の畜産基盤整備事業補助金は、畜産、酪農の収益力を強化する畜産飼養管理施設等の整備に要する 1 億 5,172 万 3,000 円を繰り越したものです。

農業水路等長寿命化防災減災事業は、リール式散水機の修繕に要する 784 万円を繰り越したものです。

農地耕作条件改善事業は、農業用排水路整備に要する 2,926 万 5,000 円を繰り越したものです。

事業数 4 件、総額 3 億 4,047 万 2,000 円の予算額に対し、翌年度繰越額は 2 億 6,471 万 8,000 円でございます。

なお、財源の内訳としましては、国道支出金が 2 億 5,266 万 3,000 円、地方債 770 万円、一般財源が 435 万 5,000 円となっております。

以上、一般会計におけます令和元年度から令和 2 年度に繰り越した事業内容の報告とさせていただきます。

◇**議長** これで令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第 42 報告第 6 号

◇**議長** 日程第 42、報告第 6 号、令和元年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。作田産業課長。

◇**産業課長** 議会提出議案書 21 ページの報告第 6 号でございます。

令和元年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

資料につきましては別冊で配付しております一般財団法人めまんべつ産業

開発公社の経営状況を説明する書類をご覧いただきたいと存じます。

1 ページをご覧ください。令和元年度事業報告書でございます。中段になりますが、めまんべつ産業開発公社が実施しております目的を達成するための主な事業は、1、産業開発に関する事業。2、地場産品の販路開拓に関する事業。3、公共施設の維持管理等に関する事業。4、その他この法人の目的を達成するために必要な事業でございます。

2 ページをご覧いただきたいと思います。事業の内容につきましては、五つの区分となっております。

はじめ、Ⅰ一般会計事業の状況でございます。

事業としましては、地場産品を活用した試作研究開発、販路拡大・イメージ商品の開発などを実施しております。1の試作研究開発事業では、町内で生産されましたトマト、ニンジン、野菜を使ったジュースや煮豆の試作研究、トマトジャムをはじめ、町内の野菜を使ったドレッシングの試作研究、シジミ関連商品の試作研究、商品化などを行っております。新しいものでは、もち米シロップというもち米のお汁粉を試作し、販売には至っておりませんが、今後、メルヘンカルチャーセンターの加工室で製造することを予定してございます。また、有機栽培のかぼちゃを使った羊羹を製造して販売してございます。さらに、シジミの佃煮を試作し、現在賞味期限の調査等をしているところでございます。流通しているシジミの佃煮は、ほとんどが中国産ということですので、国産のシジミの佃煮は希少価値があると言われているところでございます。

2の情報調査収集事業における販路拡大とイメージ開発事業では、販路開拓のため企業訪問や物産販売の実施、雑誌をはじめとする広告媒体への商品PR広告や記事の提供、各イベントへの出店による特産品販売と商品PRなどを行っております。

次に3ページから4ページに記載しております、Ⅱ環境整備事業の状況でございます。

事業としましては、公共施設の管理を受託しております公共施設等管理事業、女満別空港消防業務の空港環境整備事業、女満別空港駐車場管理事業、自動車テストコース整備の産業環境整備事業の4事業を実施しております。

1の公共施設等管理事業は、各学校等の施設管理業務や給食調理業務、地場産品開発販売促進業務、ひまわり植栽管理業務、ウインターフィールド運営業務など8つの業務を行っております。

3の女満別空港間駐車場管理業務につきましては、4ページの駐車場料金収入でございますが、昨年度より約227万円減の前年比97.3%で8,235万円の収入となっております。新型コロナウイルス感染症対策で2月28日に緊急事態宣言が北海道より発令されたことから、旅客数が減少し、3月の収入が前年と比べますと420万円ほど減少したことが要因となっております。

4の産業環境整備事業ですが、自動車テストコースの冬季用コース作成維持管理業務と夏季用コースの維持管理業務を行っております。

次に5ページから6ページにかけまして、Ⅲ特産品収益事業の状況について

て記載しております。

事業としましては、農産加工商品の製造販売、地場産品の販売にかかる収益事業でございます。

公社では、研究開発をした農産加工商品の製造販売のほか、地場産の特産品、農産物などの販売も行い、消費者ニーズに合った品揃えを目指した店舗運営に努めております。また、メルヘン観光交流センターのキッチンほのかや、昨年4月にはめんやを新規に開店し、しじみパスタや乳酪館のチーズを使用したピザなどを販売して地場産食材の消費拡大や食材のPRにも努めているところです。

ページをめくっていただきまして、6ページの2の地場産品提供事業になりますが、アンテナショップほのかの令和元年度の売り上げですが、3月のコロナウイルスの影響により、前年度比103.3%の1億9,324万円に留まったところでございます。増加している要因ですが、ふるさと納税とネット販売が増加していることによるものとなっております。アンテナショップほのか空港店でございますが、3月に減少した影響から100.7%、35万円増の5,215万円の売り上げで微増となりました。続いてキッチンほのかでございますが、新たに開店しためんやと競合したこともありまして、前年比92.3%の1,467万円の売り上げとなっております。また、めんやにつきましては665万円の売り上げとなっております。

次にIV指定管理運営事業Ⅰの状況でございます。

事業としましては、町より委託しておりますメルヘン公園の指定管理事業でございます。管理施設は、メルヘンカルチャーセンター、多目的広場、新規就農者技術習得管理施設、温室、体験農場、駐車場などとなっております。

6の業務実績になりますが、施設管理におきましては、光熱水費等の節約とノロウイルス等の病原菌蔓延防止に努め、特に2月からは新型コロナウイルス感染症対策のため、施設の使用制限や利用者の体温測定、手指消毒などの衛生対策に努めたところでございます。

7ページの利用実績でございますが、3月に施設の利用制限があったことなどもあり、使用料が前年比93.6%、20万円減の301万円となったところでございます。

7ページの中段をご覧いただきたいと思います。V指定管理運営事業Ⅱの状況でございます。

事業としましては、町より受託しておりますひがしもこと乳酪館の指定管理事業でございます。

乳酪館は地場で生産される牛乳を活用して、乳製品の開発、製造、体験等を通じた都市との農村交流を行う施設として利用者へのサービス向上に努め、利用しやすい施設の運営に努めております。

5の業務実績になりますが、施設管理にあつては光熱水費等などの節約と乳製品の販売販路拡大に努めております。大空町ふるさと応援寄附金の返戻品としてチーズの取り扱いが伸びており、今後も期待しているところでございます。また、東藻琴高校と連携した東高マルシェへの出店販売等で商品販売とPRに努めております。

ページをめくっていただきまして、8ページの6の販売収入実績でございますが、昨年は施設の設備等の改修があり、製造室が一時使用できない時期また休館した時期があった影響もございまして、令和元年度の入館者は前年比95.1%、乳製品等販売収入は前年比95.5%、316万円の減の6,870万円と減少したところでございます。

11ページから21ページには、一般会計、各特別会計5会計の決算関係の総括表等を掲載しております。

令和元年度めまんべつ産業開発公社全体の収支につきましては、12、13ページの正味財産増減計算書をご覧くださいと思います。

ローマ数字Ⅰの一般正味財産増減の部、1経常増減の部、(2)経常費用、当期経常増減額の当年度は13ページの中ほどより下になりますが、マイナス471万1,988円で赤字決算となっております。一般事業会社でいいますと、経常損失に相当するものです。その下、2経常外増減の部、(2)経常外費用、雑損失の当年度が1万1,677円ありますので、表の下段ローマ数字のⅢ正味財産期末残高の当年度は前年対比472万3,665円マイナスの1億2,275万7,589円となっております。

25ページから43ページには令和2年度の事業計画書、収支予算書を添付しておりますので、ご覧くださいと存じます。

以上、めまんべつ産業開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは令和元年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第43 報告第7号

◇議 長 日程第43、報告第7号、令和元年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。田中総合支所長。

◇総合支所長 議会提出議案書の23ページでございます。報告第7号、令和元年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

資料はお配りしております株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況を説明する書類の1ページから12ページになります。

はじめに1ページから2ページの事業報告でございますが、2ページに記載のとおり、芝桜開花期の入園者の状況、キャンプ場、釣堀り、ゴーカート、遊覧車、温浴施設の利用状況、イチゴハウスの状況について報告されております。

令和元年度の芝桜開花期の入園者数につきましては、7万1,229人で、前年度比87.3%と12.7%の減少となっております。入園者数の減少の要因といたしましては、令和元年度は芝桜の開花期間が31日間と前年度

より3日間短かったこと、胆振東部地震の復興割が3月まで続いたのに加え、大型連休は10日間の長期間となったことから、特に国内旅行者が芝桜のシーズンには旅行疲れとなり、来園者数が減少したのではないかと推測しております。個人客につきましては、4万7,925人で前年度比9.8%の減、団体客にあっては2万3,304人と前年度比18.1%の減少となりました。

一方で近年取り組みを強化しておりますインバウンド、外国人旅行者へのプロモーション活動などにより、外国人客は年々増加の傾向にあり、令和元年度につきましては1万4,303人と全体の約2割となり、前年度比26.5%の増加となっております。

次に3ページから10ページの収支決算の状況でございますが、売り上げの約半分を占めております入園料収入は前年度より16.6%の減少となりました。来園者数の減少により、入園料収入等が前年度より大幅に減少いたしました。人件費、委託料、修繕費、広告宣伝費など経費の徹底的な削減を図った結果、単年度収入では5ページに記載のとおり74万2円の純利益となり、平成30年度の繰越利益と合わせますと令和元年度末の繰越利益剰余金は7ページに記載しておりますが1,273万2,742円となっております。当期末利益剰余金につきましては、次期に繰り越すこととなっております。

次に11ページの令和2年度事業計画でございます。

本年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、第37回芝桜まつりを来年度に延期するとともに、芝桜開花期間中は、公園全体を閉園することといたしました。そのため入園料収入をはじめ、各種の収入が見込めなくなり、事業計画及び財務諸表の大幅な見直しを余儀なくされております。しかしながら、施設管理のほか、雑草の除去や芝桜の計画的な更新と補植など、来年度に向けた公園の維持管理は必要不可欠であります。

12ページに令和2年度の収支計画が記載されておりますが、例年の入園料収入など、ほとんどの売り上げが見込めない中で、人件費や施設の維持管理費等、最小限の経費が必要となることから収支マイナスの計画となっております。なお、芝桜の開花期間は既に終了しておりますが、公園内のキャンプ場につきましては、7月から2カ月間、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策をとったうえで、一部オープンすることで準備を進めているところでございます。

以上で令和元年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についての報告とさせていただきます。

◇議 長 3番、上地史隆議員から質疑の申し出がありましたので、これを許します。3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について、お聞かせいただきたいと思います。

経営状況の説明資料で確認もさせていただいておりますが、説明にもあつ

たように大変苦しい経営をされているのだと、そのような印象を受けております。実際、令和元年度の決算において年度末利益1,273万円、そして令和2年度の収支計画においてマイナス833万円と大変落ち込んでいると。今まで利益を段々積み上げていったものが、あっという間になくなったというような印象を受けました。

原因としては説明でもあったように、新型コロナによる閉園によって、主な収入源である入園料がとれなかったのと各種施設の利用料などがとれなかったことと、あと、今後の将来に向けての維持管理費などによって大変苦しい状況になっているのだと。

そして令和2年度の事業計画の最後のほうにあるのですが、東藻琴芝桜公園管理公社が実際に町に対して特段の支援をいただきながら事業を推進してまいりたいと記載がありました。そのことを町はどのようにお考えなのか、お考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 田中総合支所長。

◇総合支所長 上地議員からのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほどご報告させていただいたとおり、本年度、芝桜公園は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、最終的には閉園とさせていただきましたが、閉園に至る経過について、少しご説明させていただきたいと思います。

町と芝桜公園管理公社で、その都度協議し、4月上旬には密を避けるため、芝桜まつりと本年度予定しておりました芝桜フォーラムの1年延期、道外や海外からの来園客が見込めない中で、町民の方には来ていただこうと優待券を1世帯、例年の3名から5名にしまして、その5名分を町が負担するなど検討していたところであります。

その後、新型コロナウイルスの感染症の状況が刻々と変わり、4月中旬にはゴールデンウィーク時の密を避けるため、5月6日まで閉園、5月7日以降園内の売店等全て閉店したうえでの無料開放なども考えたところでございますが、最終的には4月下旬に閉園を決定したところであります。

このように状況が目まぐるしく変わる中での芝桜公園管理公社としての令和2年度収支計画となっております。先ほどご報告のとおり、入園料のほとんどの収入が見込めない中で、公園の維持管理に要する経費は掛ってまいります。これらの経費を可能な限り最小限に抑えて維持管理していただくとともに北海道や町の休業要請協力金などの活用、さらには国の持続化給付金についても現在申請手続中でございます。また、7月からは公園内キャンプ場について、新型コロナウイルス対策をとったうえで一部オープンすることとしております。

今後、芝桜公園管理公社と経費の節減などによる赤字額の縮小について十分協議していくとともに、秋ごろには本年度の収支決算見込みが出るかと思っておりますので、その結果により町としての対応を考えていくことになろうかと思っております。

以上、ご質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 はい、3 番。ご説明をいただいて国の持続化支援給付金など、いろいろな支援策を講じていきたいということもお聞かせをいただきました。

実際に芝桜フォーラム、残念ながら来年に延期されたということもありますし、感染症対策に努めて7月からキャンプ場などをできれば開放したいということもお聞きしました。

それでもなかなか経営は大変な部分も出てくると思いますので、しっかりと管理公社とも協議をしながら、対応策を打っていただくようお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

◇議 長 田中総合支所長。

◇総合支所長 ありがとうございます。今後、芝桜公園管理公社とも協議させていただきたいと思います。

芝桜公園につきましては、本町にとりまして貴重な観光資源でございます。今後、来年度の開園に向けまして、新しい生活スタイルに留意しながら、管理公社と連携を密にして準備を進めてまいりたいと思っておりますので、議員におかれましては、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 以上で質疑を終わります。これで令和元年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第44 報告第8号

◇議 長 日程第44、報告第8号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第8号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、令和2年2月分から令和2年4月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、2月分につきましては3月24日に、3月分につきましては4月20日に、4月分につきましては5月20日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はござ

いません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

ここで令和2年7月19日で農業委員の任期が満了となり、退任される山神正信農業委員会会長よりご挨拶があります。山神会長。

◇農業委員会会長 貴重な議会定例会の時間を割いて、発言の機会をいただいたこと厚くお礼を申し上げます。

先ほど新しい農業委員の任命の同意を受けました。その中に私の名前がなかったと思います。今回で退任をすることとなりました。

私は平成17年7月より今期まで5期15年、農業委員として活動をしてまいりました。平成26年7月に会長職となりまして、同年の9月より議会に出させてもらっております。議員の皆様には、いろいろご指導いただきまして大変ありがとうございます。議会も6年の間でしたが、議員の皆さんには町民の目線に立って、いろいろな角度から物事を見ておられるのだなと確信しておりました。

農業委員会も1人、2人では何もできませんので、この15年の間、在籍した中で、事務局とともに活動してまいりました。

町の行政におかれましても、町長さんをはじめ、議員の皆さん、また職員の皆さん、立場はそれぞれ違うと思いますが、これからいろいろ協力し合って、大空町発展のためにご尽力を賜りたいと存じます。

6年間、この議会へ出させてもらいまして、自分も勉強になりました。大変お世話になりました。ありがとうございます。

◇議 長 山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 令和2年第2回大空町議会定例会の閉会にあたりまして、まずもってお詫びを申し上げなければならないと考えてご発言の機会を頂きました。

議員からも、いろいろな質疑も頂戴いたしました。ただ、私どもの答弁といいいましょくか、回答が半ばトンチンカンな、的を得ない様な、そんな内容のものもありまして、大変ご迷惑をおかけしました。

また、議案の作成については、落丁ということで、大変重く受けとめてございます。いろいろな間違いがここ1年ほどの間に議案の中でありまして、差しかえをさせていただいたことも度々でございました。そんな中で、落丁というのは最も基本的な、あってはならない間違いだとそのように思っております。基本的なことを粛々に行えば、出てくるはずがないというものにもかかわらず、こんな体たらくでございました。職員の教育一つできていない。全く町長としての資格がないと改めて反省を強くしたところでございます。

また、この議会を迎える前段、副町長からは、もっと議会というところに緊張を持ってということで基本的なことを再三にわたって細かく伝えてきた

わけでありますが、それも出来ていないということで、本当に申し訳なく思っております。申しわけございませんでした。

また、もう1点はお礼を申し上げたいと思います。今回の議会、様々な議案を提案させていただきましたが、特に新型コロナウイルスにかかる経済対策、生活対策などの議案などについて、補正予算を中心にお認めをいただきました。本当にありがとうございます。

ただ、残念ながら今日もマスコミが来ておりませんので、明日どの程度新聞などにその内容を書きただけなのか分かりません。そのようなことから職員のほうで明日の新聞折り込みに入りたいということで、こういうものを作成いたしました。後ほど事前に議員また、ほかの委員の方々にも含めて、お渡しをしたいと思います。私どものPRだけでは十分ではありませんので、ぜひ、ご質疑等、またご意見をいただいた議員の皆様からも機会がありましたら町民の皆様にお知らせをいただければありがたいと思っているところでございます。

ここ3月から4月、5月、この6月と臨時会、定例会で新型コロナウイルスにかかわる様々な対策や取り扱いを進める中で、私自身、大変考えさせられたり、悩み多いことが幾つかございました。

一つはこのコロナウイルスに対する町民の反応、幅が非常に大きいということでございます。感染を恐れて不安に思い、極めて厳格に感染防止を訴える方もいらっしゃいますし、一方では比較的安易に捉えられていらっしゃる方もおりまして、町として施設の休館でありますとかそれぞれの対応はどのように、どのあたりの基準で進めるべきかということに苦慮する場面が多々ございました。

公平性の捉え方も然りでございます。例えば、国の給付金では、当初は収入減の世帯に30万円というお話でございましたが、結果として公平性というような言い方も多分にあったかと思いますが、国民1人あたりに10万円ということになりました。国の収入減に対するその基準というのが非常に複雑でありまして、支給するという事務のことを考えましたら致し方なかったのかなと思いますが、私はやはり本当は生活が大変になった方々を救うということが公平であり、行政の役割ではないのかなと常々思っております。

また、町の施策でも、例えば持続化給付金をある一定の業種に限って支給することといたしましたが、中には全ての事業者に一律に給付すべきではないか。さらにマスクなども町民全員に一律に配るべきではないか。商品券もプレミアムではなくて一律金額を町の財源で配ったほうがいいのか、それが公平ではないかと、そういう声も多数寄せられてございます。

また、本定例会でも、そういった町民の皆様の意見を反映すべく、同様の趣旨の一般質問もあったかと受けとめてございます。

ただ、私はやはり困っている方、そして国や北海道、町だけが手だてをすることばかりではなくて、地域の皆さんの協力もいただいて、この難局を乗り越えたいと考えたところでございます。

ただ一方で困っている方々、できるだけ多くの方に対応できるように、様々な施策の裾を広げながら展開してきたつもりでございます。ぜひともご理解

を賜りたいと思っております。

また、先ほど言ったように今日は報道関係の方はいらっしゃいませんが、その情報発信というところについても大変悩んだものでございます。5月22日にこの場所で報道発表を行いました。町民から感染が確認された。更にそれが職員であるということでございましたが、北海道からは、どんな内容を公表するのかと、事前にその内容を教えてほしいと言われておりました。また、想定問答集を作っているはずだろうから、それも欲しいと。そういったものは作っていた訳ではございませんが、そのようにも言われました。また、ペーパーを配るだけで、情報提供だけでいいんじゃないですかと、あえて会見までする必要はないんじゃないかと、止めた方がいいと思いますと。そこまで言われましたが、結果的には私の判断でといいましょうか、町として行うべきだということで実施をいたしました。

しかし、その中にあっても、当然個人の情報につながるようなこと、氏名や年齢や住所、そして職場の部署、更には今回の行動につながる行き先やその目的、交通手段やかかった病院についても一切特定してはダメだという厳しい内容でございました。最終的に2週間たったあとでも、私どもは実際に濃厚接触者の方が何人いたのかすら知らないという状況にございます。会見の内容をテレビで、また新聞で、町の折り込みなどでご覧になった方々、何かすっきりしないな、はっきりしないなと思われたのではないかなと思います。また、私自身、リーダーとしての物足りなさや頼りなさというものを感じられたのではないかなと。町民の皆さんには大変申しわけなく思っているところでございます。

もとより私自身、いろいろなところでマスコミに出ている知事や政令指定都市の市長と違いまして、カリスマ性があるわけでありませんし、もともとメディアを活用して情報発信を沢山やるというタイプでもございません。俗に言われている政治家タイプでもありませんし、そういった能力もございません。できるだけ露出をしないようにというところに心がけてまいりました。私、常々から普通でありたいと、そうあるべきだと思って行動してまいりました。それは変にそういうところに出過ぎると、自分自身を履き違えてしまう、間違えてしまうということに繋がるのではないかな。そうなってしまいますと町民の皆さんと同じ視点で物を見たり、考えたりすることが出来なくなると思いながら、ここ何年も町長として努力をしてまいりましたが、はたしてそういった考え方が正しかったのかなと、今回のことで随分と考えさせられました。もう少し、そういった情報発信がきちっとできる、そういうリーダーシップのある、そういうところを皆さんは求めているのではないかなと。そんなふうにも今回のことで感じたところでございます。

最後に町民の皆さんにお願いをしてまいりたいと思っております。緊急事態宣言が解除されました。休業要請も解除になりまして、移動の自粛も緩和をされてきて、だんだんと日常が戻りつつございますが、コロナが収束した訳ではございません。今までは国から、北海道から、町から、例えば施設を休むようにとか、お店を休んでください、自粛してください、慎んでください、様々な要請、指導、いろいろなものがあったかと思えます。しかし、

今後はそういったものが改善、解除されていく中で、コロナはなくなりませんので、そのコロナと共存していく社会を目指していかなければならないのだと思ってございます。

5月の末から、感染の疑わしい方々に対する検査体制が変わりまして、今まではなかなか検査受けさせてもらえませんでしたでしたが、今後は簡単にといいましょうか、ちょっと様子がおかしければ検査をする。そうすると実際には感染でありながら、無症状であっても感染でしたということが出てくるのではないかなと思っております。そのような中で、そのことがあったら直ちに今までと同じように全てを休業する、閉鎖するということばかりではないのではないかな。そういったものもひとつ受けとめながら、日常生活を送っていかなければならないと考えてございます。その中にあって、町民皆さんお1人お1人の責任ある行動また自らの感染防止に対するご判断というものをしっかりとお持ちいただきながら生活をしていただきたいと思いますと思ってございます。

コロナの対策会議を行ってまいりまして職員からは、これはどうしましょうか、どうしたらいいでしょうかという声がありました。判断に難しいところだと思います。同じことを町民の皆さんにお願いしてもどうしたらいいのだということもあろうかと思いますが、出来るだけさまざまな情報の中で、ご自身でのご判断を大切にしながら、生活をしていっていただきたい。それがコロナウイルスとの第2弾の生活の迎え方だと感じてございます。

こういったことはできるだけ多くの皆さんにご理解いただけるように、これからまた情報発信をしてまいります。ぜひ皆さんからも、そういった趣旨のことについてお伝えをいただければありがたいと思います。

さまざま思いを寄せた定例会でございました。ご指導をいただきましたことに改めてお礼を申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 以上で、令和2年第2回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後2時07分)